

平成22年度6月補正予算額一覧表

平成22年5月27日

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(244,048)	(141)	(244,189)	
		252,955	141	253,096	
	B 公 共	一 般 公 共	(2,172)	()	(2,172)
			28,815		28,815
	事業費	災 害 復 旧	(566)	()	(566)
			10,030		10,030
		国 直 轄	(2,269)	()	(2,269)
			9,159		9,159
	C 国庫補助事業費	(7,055)	()	(7,055)	
		36,782		36,782	
D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(178,816)	()	(178,816)	
		221,603		221,603	
	運 営 費	(23,478)	()	(23,478)	
		28,270		28,270	
E 単県行政施策費	(33,150)	()	(33,150)		
	77,249		77,249		
	一般会計の計	(491,554)	(141)	(491,695)	
		664,863	141	665,004	
特別会計の計					
		282,652		282,652	
合 計		(491,554)	(141)	(491,695)	
		947,515	141	947,656	
企業会計の計					
		11,445		11,445	

()は一般財源

平成22年度6月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A) + (B)
総 務 部	(194,752) 205,907	()	(194,752) 205,907
県 民 生 活 部	(7,406) 11,682	()	(7,406) 11,682
環 境 文 化 部	(3,268) 5,138	()	(3,268) 5,138
保 健 福 祉 部	(84,341) 108,227	()	(84,341) 108,227
産 業 労 働 部	(6,788) 17,590	()	(6,788) 17,590
農 林 水 産 部	(17,819) 38,547	(121) 121	(17,940) 38,668
土 木 部	(16,838) 69,697	(20) 20	(16,858) 69,717
警 察 本 部	(41,478) 46,293	()	(41,478) 46,293
教 育 委 員 会	(116,102) 159,014	()	(116,102) 159,014
諸 局	(2,762) 2,768	()	(2,762) 2,768
合 計	(491,554) 664,863	(141) 141	(491,695) 665,004

()は一般財源

平成22年度6月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】				
款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	185,040		185,040
地方消費税清算金		33,247		33,247
地方譲与税		22,427		22,427
地方特例交付金		2,497		2,497
地方交付税		161,000		161,000
交通安全対策特別交付金		700		700
分担金及び負担金		4,878		4,878
使用料及び手数料		6,059		6,059
国庫支出金		75,850		75,850
財産収入		1,815		1,815
寄附金		4		4
繰入金		34,400	141	34,541
諸収入		11,676		11,676
県債		125,270		125,270
合 計		664,863	141	665,004

【歳出】				
款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議会費		1,537		1,537
総務費		47,743	141	47,884
民生費		92,666		92,666
衛生費		15,695		15,695
労働費		8,942		8,942
農林水産業費		37,688		37,688
商工費		8,665		8,665
土木費		62,483		62,483
警察費		46,293		46,293
教育費		171,002		171,002
災害復旧費		9,023		9,023
公債費		102,254		102,254
諸支出金		60,672		60,672
予備費		200		200
合 計		664,863	141	665,004

平成21年度繰越明許費繰越額について

繰越明許費繰越額

【繰越額】

(単位:千円)

区 分		平成21年度		平成20年度		
		件 数	金 額	件 数	金 額	
一 般	公 共 事 業	一 般	26	7,610,289	28	6,811,945
		災害復旧	3	2,107,222		
		計	29	9,717,511	28	6,811,945
	補助事業	8	3,149,742	4	336,749	
会 計	単 県 事 業	一 般	45	16,191,164	34	13,766,153
		災害復旧	2	96,805		
		計	47	16,287,969	34	13,766,153
一般会計計		84	29,155,222	66	20,914,847	
特別会計		3	359,695	3	950,705	
合 計		87	29,514,917	69	21,865,552	

【繰越理由】

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
用地買収及び補償交渉の難航に伴うもの	3	1,959,126
地元関係者等との調整難航に伴うもの	42	15,050,800
繰上げ施行措置に伴うもの (災害復旧予算の内示増に伴うもの)	2	474,448
国の補正(経済対策の2月・3月分)に伴うもの	13	6,502,669
そ の 他	27	5,527,874
合 計	87	29,514,917

環境文化保健福祉委員会資料

○ 平成22年6月定例会主要事項について

- (1) 平成22年度6月補正予算額 …………… 別冊
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例 …………… P. 1
- (3) 岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例 … P. 29
- (4) 岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 … P. 32
- (5) 平成21年度繰越明許費繰越計算書について …………… P. 35
- (6) 地方自治法第221条第3項の法人の経営状況を説明する
書類について
 - 〔・財団法人岡山県福祉事業団 …………… P. 36
 - 〔・財団法人岡山県動物愛護財団 …………… P. 42

平成22年5月27日

保 健 福 祉 部

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総合政策局地方分権推進課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを新見市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

(別紙)

- 1 知事の権限に属する次の事務は、新見市が処理することとする。
 - (1) 児童福祉法に基づく一時預かり事業の開始の届出の受理等
 - (2) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者生活訓練等事業等の開始の届出の受理等
 - (3) 生活保護法に基づく保護施設の設置の届出の受理等
 - (4) 社会福祉法に基づく社会福祉法人の定款の認可等
 - (5) 母子及び寡婦福祉法に基づく母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出の受理等
 - (6) 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理等
 - (7) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の開始の届出の受理等
 - (8) お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令に基づく寄附金の配分を受けようとする団体が提出する申請書に添付する意見書の作成
 - (9) 地方税法施行規則に基づく認知症である老人等の関係者により組織される団体が営利を目的としない団体であることについての証明
- 2 その他規定の整備を行う。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十三の項二中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に改め、同項ホ及びヘ中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に改め、同項ヲ中「第十七条の四第一項、第十七条の五第一項及び第十七条の六第一項」を「第十七条の六第一項、第十七条の七第一項及び第十七条の八」に改め、同項力中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同項力中の項までを九項ずつ繰り下げ、同表の七十九の項中「八十二の項」を「九十一の項」に改め、同項を同表の八十八の項とし、同表中七十八の項を八十七の項とし、五十五の項から七十七の項までを九項ずつ繰り下げ、五十四の項を六十一の項とし、同項の次に次の二項を加える。

<p>六十二 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）に基づく事務のうち、同令第二条第二項の規定による意見書の作成</p>	<p>新見市</p>
<p>六十三 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）に基づく事務のうち、同令第十条の七の三第一項第四号の規定による証明</p>	<p>新見市</p>

別表第一中五十三の項を五十九の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>六十 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七十九条第二項の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第七十九条第三項の規定による変更の届出の受理</p> <p>ハ 法第七十九条第四項の規定による廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ニ 法第八十一条第一項の規定による報告の徴収等及び立入検査等（イに規定する届出に係るものに限る。）</p> <p>ホ 法第八十二条第一項の規定による事業の制限及び停止の命令（イに規定する届出に係るものに限る。）</p>	<p>新見市</p>
---	------------

- へ 法第八十二条第二項の規定による改善並びに事業の停止及び廃止の命令
(イに規定する届出に係るものに限る。)
- ト 法第八十三条第三項の規定による届出の受理
- チ 法第八十五条第一項の規定による報告の徴収等及び立入検査等
- リ 法第八十六条第一項の規定による事業の停止及び廃止の命令

別表第一中五十二の項を五十八の項とし、五十一の項を五十七の項とし、五十の項を五十六の項とし、同表の四十九の項中「において「法」を「及び次項において「法」に、「岡山市」を「(新見市を除く。)(岡山市)」に改め、同項イ中「ロ及びハ」を「以下この項及び次項」に、「施設」を「養護老人ホーム等」に改め、同項ロ及びハ中「施設」を「養護老人ホーム等」に改め、同項を同表の五十四の項とし、同項の次に次の一項を加える。

五十五 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

新見市

イ 法第十四条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理

ロ 法第十四条の二の規定による老人居宅生活支援事業の種類等の変更の届出の受理

ハ 法第十四条の三の規定による老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出の受理

ニ 法第十五条第二項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター(以下この項において「老人デイサービスセンター等」という。)の設置の届出の受理

ホ 法第十五条第三項の規定による養護老人ホーム等の設置の届出の受理

ヘ 法第十五条第四項の規定による養護老人ホーム等の設置の認可

ト 法第十五条の二第一項の規定による老人デイサービスセンター等の名称等の変更の届出の受理

チ 法第十五条の二第二項の規定による養護老人ホーム等の名称等の変更の届出の受理

リ 法第十六条第一項の規定による老人デイサービスセンター等の廃止及び

休止の届出の受理

ヌ 法第十六条第二項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止及び入所

定員の減少並びに増加の届出の受理

ル 法第十六条第三項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止及び入所定員の減少の時期並びに入所定員の増加の認可

ヲ 法第十八条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等（イ及び二に規定する届出に係るものに限る。）

ワ 法第十八条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査等（ホに規定する届出及びへに規定する認可に係るものに限る。）

カ 法第十八条の二第一項の規定による改善措置の命令（イに規定する届出に係るものに限る。）

ヨ 法第十八条の二第二項の規定による事業の制限及び停止の命令（イ及び二に規定する届出に係るものに限る。）

タ 法第十八条の二第三項の規定による意見の聴取

レ 法第十九条第一項の規定による施設の設備の改善等の命令及び認可の取消し（ホに規定する届出及びへに規定する認可に係るものに限る。）

ソ 法第十九条第二項の規定による意見の聴取

ツ 法第二十九条第一項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。）

ネ 法第二十九条第二項の規定による施設の名称等の変更の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。）

ナ 法第二十九条第三項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。）

ラ 法第二十九条第七項の規定による報告の徴収及び立入検査等（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。）

ム 法第二十九条第九項及び第十項の規定による改善措置の命令及び公示（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。）

別表第一中四十八の項を五十二の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>五十三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第二十条の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第二十一条（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ハ 法第二十二条第一項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>ニ 法第二十三条（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による事業の制限及び停止の命令</p> <p>ホ 法第三十三条第三項の規定による届出の受理</p>	<p>新見市</p>
---	------------

別表第一中四十七の項を五十一の項とし、四十六の項を五十の項とし、四十五の項を四十九の項とし、同表の四十四の項中「この項」を「この項及び次項」に、「四十九の項」を「五十四の項及び五十五の項」に、「及び倉敷市」を「倉敷市及び新見市」に改め、同項を同表の四十七の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>四十八 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの（イからネまでに係るものに限る。）及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第三十二条の規定による社会福祉法人の定款の認可</p> <p>ロ 法第三十九条の三の規定による仮理事の選任</p> <p>ハ 法第三十九条の四の規定による特別代理人の選任</p> <p>ニ 法第四十条第三号の規定による報告の受理</p> <p>ホ 法第四十三条第一項の規定による定款の変更の認可</p> <p>ヘ 法第四十三条第三項の規定による定款の変更の届出の受理</p> <p>ト 法第四十六条第二項の規定による解散の認可及び認定</p> <p>チ 法第四十六条第三項の規定による解散の届出の受理</p> <p>リ 法第四十六条の七の規定による清算人の届出の受理</p> <p>ヌ 法第四十七条の二第四項の規定による意見の陳述</p>	<p>新見市</p>
---	------------

- ル 法第四十七条の三の規定による清算終了の届出の受理
- ヲ 法第四十九条第二項の規定による合併の認可
- ワ 法第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査
- カ 法第五十六条第二項の規定による必要な措置の命令
- ヨ 法第五十六条第三項の規定による業務の停止の命令及び役員解職の勧告
- タ 法第五十六条第四項の規定による解散の命令
- レ 法第五十六条第五項の規定による弁明の機会付与及び通知
- ソ 法第五十六条第七項の規定による聴取書等の受理
- ツ 法第五十七条の規定による事業の停止の命令
- ネ 法第五十九条第一項の規定による事業の概要等の届出の受理
- ナ 法第六十二条第一項の規定による社会福祉施設の設置の届出の受理
- ラ 法第六十二条第二項の規定による社会福祉施設の設置の許可
- ム 法第六十二条第六項（法第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件の付加
- ウ 法第六十三条第一項の規定による社会福祉施設の名称等の変更の届出の受理
- キ 法第六十三条第二項の規定による社会福祉施設の設備の規模等の変更の許可
- ノ 法第六十四条の規定による社会福祉事業の廃止の届出の受理
- オ 法第六十七条第一項の規定による第一種社会福祉事業の開始の届出の受理
- ク 法第六十七条第二項の規定による第一種社会福祉事業の経営の許可
- ヤ 法第六十八条の規定による変更及び廃止の届出の受理
- マ 法第六十九条第一項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受理
- ケ 法第六十九条第二項の規定による変更及び廃止の届出の受理
- フ 法第七十条の規定による報告の徴収及び検査等
- コ 法第七十一条の規定による必要な措置の命令
- エ 法第七十二条第一項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止の命令

<p>令及び許可の取消し</p> <p>テ 法第七十二条第二項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止の命令並びに許可及び認可の取消し</p> <p>ア 法第七十二条第三項の規定による社会福祉事業の経営の制限及び停止の命令</p> <p>サ 法第七十三条第一項の規定による寄附金の募集の許可（当該募集をしようとする地域が二以上の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>キ 法第七十三条第二項の規定による許可の条件の付加</p> <p>ユ 法第七十三条第三項の規定による報告の受理</p>	
---	--

別表第一中四十三の項を四十六の項とし、同表の四十二の項中「」を「。以下この項及び次項において「法」という。）に、「同法」を「法」に改め、同項を同表の四十三の項とし、同項の次に次の二項を加える。

<p>四十四 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第二十六条第一項の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第二十六条第二項の規定による変更の届出の受理</p> <p>ハ 法第二十六条第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ニ 法第二十八条第二項の規定による届出の受理</p> <p>ホ 法第二十八条第四項ただし書の規定による届出の受理</p> <p>ヘ 法第三十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等（イに規定する届出に係るものに限る。）</p> <p>ト 法第三十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>チ 法第四十条の規定による事業の制限及び停止の命令（イに規定する届出に係るものに限る。）</p> <p>四十五 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（知事以外の者が設置する保護施設に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第四十条第二項の規定による届出の受理</p>	<p>新見市</p> <p>新見市</p>
--	-----------------------

- ロ 法第四十一条第二項の規定による認可
- ハ 法第四十一条第四項の規定による条件の付加
- ニ 法第四十一条第五項の規定による変更の認可
- ホ 法第四十二条の規定による認可
- ヘ 法第四十三条第一項の規定による指導
- ト 法第四十四条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- チ 法第四十五条第二項の規定による改善命令等及び認可の取消し
- リ 法第四十五条第四項の規定による公示
- 又 法第四十六条第二項の規定による届出の受理
- ル 法第四十六条第三項の規定による変更の命令
- ヲ 法第四十八条第三項の規定による指導の制限及び禁止

別表第一中四十一の項を四十二の項とし、三十八の項から四十の項までを一項ずつ繰り下げ、三十
七の項の次に次の一項を加える。

三十八 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この項において「
法」という。）及び法の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げる
もの

新見市

- イ 法第三十四条の十一第一項の規定による届出の受理
- ロ 法第三十四条の十一第二項の規定による変更の届出の受理
- ハ 法第三十四条の十一第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理
- ニ 法第三十四条の十三第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等
- ホ 法第三十四条の十三第三項の規定による措置の命令
- ヘ 法第三十四条の十三第四項の規定による事業の制限及び停止の命令
- ト 法第三十四条の十四第一項の規定による届出の受理
- チ 法第三十四条の十四第二項の規定による変更の届出の受理
- リ 法第三十四条の十四第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理
- 又 法第三十四条の十六第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等
- ル 法第三十四条の十六第三項の規定による措置の命令
- ヲ 法第三十四条の十六第四項の規定による事業の制限及び停止の命令

ワ 法第三十五条第三項の規定による届出の受理（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設（力において「助産施設等」という。）に係るものに限る。）

カ 法第三十五条第四項の規定による認可（助産施設等に係るものに限る。）

コ 法第三十五条第六項の規定による廃止及び休止の届出の受理（ワに規定する届出に係るものに限る。）

ク 法第三十五条第七項の規定による承認（力に規定する認可に係るものに限る。）

ケ 法第四十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等（ワに規定する届出及び力に規定する認可に係るものに限る。）

コ 法第四十六条第三項の規定による改善の勧告及び命令（ワに規定する届出及び力に規定する認可に係るものに限る。）

ク 法第四十六条第四項の規定による意見の聴取及び停止の命令（ワに規定する届出及び力に規定する認可に係るものに限る。）

ケ 法第五十八条の規定による認可の取消し（力に規定する認可に係るものに限る。）

カ 法第五十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査等（法第三十六条及び第三十八条から第四十条までの各条に規定する業務を目的とする施設（以下「無認可施設等」という。）に係るものに限る。）

キ 法第五十九条第三項の規定による改善等の勧告（無認可施設等に係るものに限る。）

ク 法第五十九条第四項の規定による公表（無認可施設等に係るものに限る。）

ケ 法第五十九条第五項の規定による意見の聴取及び停止等の命令（無認可施設等に係るものに限る。）

コ 法第五十九条第六項の規定による停止等の命令（無認可施設等に係るものに限る。）

ク 法第五十九条第七項の規定による通知

カ 法第五十九条の二第一項の規定による届出の受理

ク 法第五十九条の二第二項の規定による変更並びに廃止及び休止の届出の受理

ヤ 法第五十九条の二第三項の規定による通知

マ 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告の受理

ケ 法第五十九条の二の五第二項の規定による取りまとめ、通知及び公表

別表第二の三の項中「、自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）及び自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、別表第一の二十三の項の改正規定は、同年八月十日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務（この条例により新たに市町村が処理することとされたものに限る。）に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

改正理由

市町村の自立方向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを新見市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。

四〇三十四略	三 自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）に基づく事務	一・二略	事務
		同法第五 条の規定 により指 定された 国立公園 又は国定 公園の区 域をその 区域に含 む市町村	市町村

四〇三十四略	三 自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）及び自然公園法施行規則（昭和三十一年厚生省令第四十一号）に基づく事務	一・二略	事務
		同法第五 条の規定 により指 定された 国立公園 又は国定 公園の区 域をその 区域に含 む市町村	市町村

<p>手 法第八十五条第一項の規定による報告の徴収等及び立入検査等</p> <p>リ 法第八十六条第一項の規定による事業の停止及び廃止の命令</p>	<p>六十一 略</p>	<p>六十二 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）に基づく事務のうち、同令第二条第二項の規定による意見書の作成</p>	<p>六十三 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）に基づく事務のうち、同令第十条の七の三第一項第四号の規定による証明</p>	<p>六十四～八十七 略</p>	<p>八十八 都市計画法（以下この項から九十一の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものの</p> <p>イ～ウ 略</p>	<p>八十九～百 略</p>	<p>別表第二（第三条関係）</p>
		<p>新見市</p>	<p>新見市</p>		<p>玉野市 笠岡市</p>		

	<p>五十四 略</p>	<p>五十五～七十八 略</p>	<p>七十九 都市計画法（以下この項から八十二の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものの</p> <p>イ～ウ 略</p>	<p>八十～九十一 略</p>	<p>別表第二（第三条関係）</p>
			<p>玉野市 笠岡市</p>		

ム 法第二十九条第九項及び第十項の規定による改善措置の命令及び公示（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）

五十六～五十九略

六十 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百十三号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第七十九条第二項の規定による届出の受理

ロ 法第七十九条第三項の規定による変更の届出の受理

ハ 法第七十九条第四項の規定による廃止及び休止の届出の受理

ニ 法第八十一条第一項の規定による報告の徴収等及び立入検査等（イに規定する届出に係るものに限る。）

ホ 法第八十二条第一項の規定による事業の制限及び停止の命令（イに規定する届出に係るものに限る。）

ヘ 法第八十二条第二項の規定による改善並びに事業の停止及び廃止の命令（イに規定する届出に係るものに限る。）

ト 法第八十三条第三項の規定による届出の受理

新見市

五十～五十三略

- 置の命令（イに規定する届出に係るものに限る。）
- ヨ 法第十八条の二第二項の規定による事業の制限及び停止の命令（イ及びニに規定する届出に係るものに限る。）
- タ 法第十八条の二第三項の規定による意見の聴取
- レ 法第十九条第一項の規定による施設の設備の改善等の命令及び認可の取消し（ホに規定する届出及びヒに規定する認可に係るものに限る。）
- ソ 法第十九条第二項の規定による意見の聴取
- ツ 法第十九条第一項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）
- ネ 法第二十九条第二項の規定による施設の名称等の変更の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）
- ナ 法第二十九条第三項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）
- ラ 法第二十九条第七項の規定による報告の徴収及び立入検査等（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）

- 介護支援センター（以下この項において「老人デイサービスセンター等」という。）の設置の届出の受理
- ホ 法第十五条第三項の規定による養護老人ホーム等の設置の届出の受理
- ヘ 法第十五条第四項の規定による養護老人ホーム等の設置の認可
- ト 法第十五条の二第一項の規定による老人デイサービスセンター等の名称等の変更の届出の受理
- チ 法第十五条の二第二項の規定による養護老人ホーム等の名称等の変更の届出の受理
- リ 法第十六条第一項の規定による老人デイサービスセンター等の廃止及び休止の届出の受理
- 又 法第十六条第二項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止及び入所定員の減少並びに増加の届出の受理
- ル 法第十六条第三項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止及び入所定員の減少の時期並びに入所定員の増加の認可
- ヲ 法第十八条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等（イ及びニに規定する届出に係るものに限る。）
- ワ 法第十八条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査等（ホに規定する届出及びヘに規定する認可に係るものに限る。）
- カ 法第十八条の二第一項の規定による改善措

<p>五十五 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十四条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理</p> <p>ロ 法第十四条の二の規定による老人居宅生活支援事業の事業の種類等の変更の届出の受理</p> <p>ハ 法第十四条の三の規定による老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ニ 法第十五条第二項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人</p>	
---	--

施設に係るもの（ハに係るもののうち入所定員の増加の認可に係るものについては、地域密着型介護老人福祉施設でなくなる場合を除く。）に限る。）

新見市

	<p>に係るものうち入所定員の増加の認可に係るものについては、地域密着型介護老人福祉施設でなくなる場合を除く。）に限る。）</p>
--	---

<p>八 法第二十二條第一項（法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>二 法第二十三條（法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による事業の制限及び停止の命令</p> <p>ホ 法第三十三條第三項の規定による届出の受理</p>	<p>各市町村 （新見市を除く。） （岡山市及び倉敷市に於てはト</p>
<p>五十四 老人福祉法（以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十五條第四項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下この項及び次項において「養護老人ホーム等」という。）の設置の認可</p> <p>ロ 法第十五條の二第二項の規定による養護老人ホーム等の名称等の変更の届出の受理（イに規定する認可に係るものに限る。）</p> <p>ハ 法第十六條第三項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止及び入所定員の減少の時期並びに入所定員の増加の認可</p> <p>ニ 略</p>	<p>各市町村 （新見市を除く。） （岡山市及び倉敷市に於てはト</p>

<p>四十九 老人福祉法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十五條第四項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（ロ及びハにおいて「施設」という。）の設置の認可</p>	<p>各市町村 （岡山市及び倉敷市に於てはトからルまでに係るもの）</p>
<p>ロ 法第十五條の二第二項の規定による施設の名称等の変更の届出の受理（イに規定する認可に係るものに限る。）</p> <p>ハ 法第十六條第三項の規定による施設の廃止、休止及び入所定員の減少の時期並びに入所定員の増加の認可</p> <p>ニ 略</p>	<p>各市町村 （岡山市及び倉敷市に於てはトからルまでに係るもの）</p>

<p>コ 法第七十一条の規定による必要な措置の命令</p> <p>工 法第七十二条第一項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止の命令及び許可の取消し</p> <p>テ 法第七十二条第二項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止の命令並びに許可及び認可の取消し</p> <p>ア 法第七十二条第三項の規定による社会福祉事業の経営の制限及び停止の命令</p> <p>サ 法第七十三条第一項の規定による寄附金の募集の許可（当該募集をしようとする地域が二以上の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>キ 法第七十三条第二項の規定による許可の条件の付加</p> <p>ク 法第七十三条第三項の規定による報告の受理</p>	
<p>四十九〜五十二略</p> <p>五十三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第二十条の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第二十一条（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による廃止及び休止の届出の受理</p>	<p>新見市</p>

四十五〜四十八略

令

- ネ 法第五十九条第一項の規定による事業の概要等の届出の受理
- ナ 法第六十二条第一項の規定による社会福祉施設の設置の届出の受理
- ラ 法第六十二条第二項の規定による社会福祉施設の設置の許可
- ム 法第六十二条第六項（法第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件の付加
- ウ 法第六十三条第一項の規定による社会福祉施設の名称等の変更の届出の受理
- エ 法第六十三条第二項の規定による社会福祉施設の設備の規模等の変更の許可
- ノ 法第六十四条の規定による社会福祉事業の廃止の届出の受理
- オ 法第六十七条第一項の規定による第一種社会福祉事業の開始の届出の受理
- カ 法第六十七条第二項の規定による第一種社会福祉事業の経営の許可
- ヤ 法第六十八条の規定による変更及び廃止の届出の受理
- マ 法第六十九条第一項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受理
- ケ 法第六十九条第二項の規定による変更及び廃止の届出の受理
- フ 法第七十条の規定による報告の徴収及び検査等

-
-
- 更の認可
- ハ 法第四十三條第三項の規定による定款の変更の届出の受理
 - ト 法第四十六條第二項の規定による解散の認可及び認定
 - チ 法第四十六條第三項の規定による解散の届出の受理
 - リ 法第四十六條の七の規定による清算人の届出の受理
 - ヌ 法第四十七條の二第四項の規定による意見の陳述
 - ル 法第四十七條の三の規定による清算終了の届出の受理
 - ヲ 法第四十九條第二項の規定による合併の認可
 - ワ 法第五十六條第一項の規定による報告の徴収及び検査
 - カ 法第五十六條第二項の規定による必要な措置の命令
 - コ 法第五十六條第三項の規定による業務の停止の命令及び役員(解職)の勧告
 - ク 法第五十六條第四項の規定による解散の命令
 - ケ 法第五十六條第五項の規定による弁明の機会(の付与)及び通知
 - コ 法第五十六條第七項の規定による聴取書等の受理
 - ツ 法第五十七條の規定による事業の停止の命令の受理
-
-
-
-
-

<p>四十七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設（五十四の項及び五十五の項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。）</p> <p>イ々へ略</p>	<p>各市町村 （岡山市 倉敷市 及び新見 市を除く 。）</p>
<p>四十八 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの （主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの（イからネまでに係るものに限る。）及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第三十二条の規定による社会福祉法人の定款の認可</p> <p>ロ 法第三十九条の三の規定による仮理事の選任</p> <p>ハ 法第三十九条の四の規定による特別代理人の選任</p> <p>ニ 法第四十条第三号の規定による報告の受理</p> <p>ホ 法第四十三条第一項の規定による定款の変更</p>	<p>新見市</p>
<p>四十四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設（四十九の項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに限る。）</p> <p>イ々へ略</p>	<p>各市町村 （岡山市 倉敷市 及び新見 市を除く 。）</p>

<p>四十六略</p>	<p>四十五 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（知事以外の者が設置する保護施設に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第四十条第二項の規定による届出の受理 ロ 法第四十一条第二項の規定による認可 ハ 法第四十一条第四項の規定による条件の付加 ニ 法第四十一条第五項の規定による変更の認可 ホ 法第四十二条の規定による認可 ヘ 法第四十三条第一項の規定による指導 ト 法第四十四条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等 チ 法第四十五条第二項の規定による改善命令等及び認可の取消し リ 法第四十五条第四項の規定による公示 ニ 法第四十六条第二項の規定による届出の受理 ル 法第四十六条第三項の規定による変更の命令 ヲ 法第四十八条第三項の規定による指導の制限及び禁止</p>	<p>新見市</p>
-------------	---	------------

<p>四十三略</p>	
-------------	--

三十九〜四十二略

四十三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第
二百八十三号。以下この項及び次項において「
法」という。）に基づく事務のうち、法第十二
条の三第一項の規定による身体障害者相談員の
委託

各市町村
（岡山市
及び倉敷
市を除く
。）

四十四 法及び法の施行のための規則に基づく事
務のうち、次に掲げるもの

新見市

イ 法第二十六条第一項の規定による届出の受
理

ロ 法第二十六条第二項の規定による変更の届
出の受理

ハ 法第二十六条第三項の規定による廃止及び
休止の届出の受理

ニ 法第二十八条第二項の規定による届出の受
理

ホ 法第二十八条第四項ただし書の規定による
届出の受理

ヘ 法第三十九条第一項の規定による報告の徴
収及び立入検査等（イに規定する届出に係る
ものに限る。）

ト 法第三十九条第二項の規定による報告の徴
収及び立入検査等

チ 法第四十条の規定による事業の制限及び停
止の命令（イに規定する届出に係るものに限
る。）

三十八〜四十一略

四十二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第
二百八十三号）に基づく事務のうち、同法第十
二条の三第一項の規定による身体障害者相談員
の委託

各市町村
（岡山市
及び倉敷
市を除く
。）

- に規定する認可に係るものに限る。)
- ネ 法第五十八条の規定による認可の取消し（力に規定する認可に係るものに限る。）
- ナ 法第五十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査等（法第三十六条及び第三十八条から第四十条までの各条に規定する業務を目的とする施設（以下「無認可施設等」という。）に係るものに限る。）
- ラ 法第五十九条第三項の規定による改善等の勧告（無認可施設等に係るものに限る。）
- ム 法第五十九条第四項の規定による公表（無認可施設等に係るものに限る。）
- ウ 法第五十九条第五項の規定による意見の聴取及び停止等の命令（無認可施設等に係るものに限る。）
- エ 法第五十九条第六項の規定による停止等の命令（無認可施設等に係るものに限る。）
- ノ 法第五十九条第七項の規定による通知
- オ 法第五十九条の二第一項の規定による届出の受理
- ク 法第五十九条の二第二項の規定による変更並びに廃止及び休止の届出の受理
- ヤ 法第五十九条の二第三項の規定による通知
- マ 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告の受理
- ケ 法第五十九条の二の五第二項の規定による取りまとめ、通知及び公表

更の届出の受理

- リ 法第三十四条の十四第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理
- ヌ 法第三十四条の十六第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等
- ル 法第三十四条の十六第三項の規定による措置の命令
- ヲ 法第三十四条の十六第四項の規定による事業の制限及び停止の命令
- ワ 法第三十五条第三項の規定による届出の受理（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設（力において「助産施設等」という。）に係るものに限る。）
- カ 法第三十五条第四項の規定による認可（助産施設等に係るものに限る。）
- コ 法第三十五条第六項の規定による廃止及び休止の届出の受理（ワに規定する届出に係るものに限る。）
- ク 法第三十五条第七項の規定による承認（力に規定する認可に係るものに限る。）
- ケ 法第四十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等（ワに規定する届出及び力に規定する認可に係るものに限る。）
- コ 法第四十六条第三項の規定による改善の勧告及び命令（ワに規定する届出及び力に規定する認可に係るものに限る。）
- ツ 法第四十六条第四項の規定による意見の聴取及び停止の命令（ワに規定する届出及び力

<p>の受理</p> <p>ワ 法第十七条の八の規定による計画の変更及び廃止の命令</p> <p>カ 法第十七条の十一の規定による改善及び一時停止の命令</p> <p>ヨ 才略</p>	<p>二十四〜三十七略</p>	<p>三十八 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十四条の十一第一項の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第三十四条の十一第二項の規定による変更の届出の受理</p> <p>ハ 法第三十四条の十一第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ニ 法第三十四条の十三第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>ホ 法第三十四条の十三第三項の規定による措置の命令</p> <p>ヘ 法第三十四条の十三第四項の規定による事業の制限及び停止の命令</p> <p>ト 法第三十四条の十四第一項の規定による届出の受理</p> <p>チ 法第三十四条の十四第二項の規定による変</p>	<p>新見市</p>
--	-----------------	--	------------

<p>の受理</p> <p>ワ 法第十七条の七の規定による計画の変更及び廃止の命令</p> <p>カ 法第十七条の十の規定による改善及び一時停止の命令</p> <p>ヨ 才略</p>	<p>二十四〜三十七略</p>		
---	-----------------	--	--

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

新		旧	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
一〇二十二略	事務	一〇二十二略	事務
<p>二十三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ〜ハ略</p> <p>二 法第十条第二項（法第十七条の十三第一項及び第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮</p> <p>ホ 法第十一条（法第十七条の十三第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による氏名の変更等の届出の受理</p> <p>ヘ 法第十二条第三項（法第十七条の十三第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>ト〜ル略</p> <p>ヲ 法第十七条の五第一項、第十七条の六第一項及び第十七条の七第一項の規定による届出</p>	新見市	<p>二十三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ〜ハ略</p> <p>二 法第十条第二項（法第十七条の十二第一項及び第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮</p> <p>ホ 法第十一条（法第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による氏名の変更等の届出の受理</p> <p>ヘ 法第十二条第三項（法第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>ト〜ル略</p> <p>ヲ 法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項及び第十七条の六第一項の規定による届出</p>	新見市
	市町村		市町村

岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部長寿社会課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 岡山県国民健康保険広域化等支援基金を処分することができる場合を次のように改める。</p> <p style="padding-left: 40px;">国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に係る貸付金の貸付け並びに国民健康保険事業の運営の広域化に係る交付金の交付を行う場合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="padding-left: 40px;">岡山県国民健康保険広域化等支援基金の目的を達成するための経費の財源に充てる場合</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>国民健康保険法の一部改正にかんがみ、国民健康保険事業の運営の広域化等に資するため、岡山県国民健康保険広域化等支援基金を処分することができる場合を改める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十五年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十五条の二」を「第六十八条の三」に改める。

第五条を次のように改める。

（処分）

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

国民健康保険法の一部改正にかんがみ、国民健康保険事業の運営の広域化等に資するため、岡山県国民健康保険広域化等支援基金を処分することができる場合を改める等所要の改正を行う必要がある。

岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例新旧対照表

新	旧
<p>(設置及び目的)</p> <p>第一条 国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するため、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六十八条の三の規定により、岡山県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合 に限り、これを処分することができる。</p>	<p>(設置及び目的)</p> <p>第一条 国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するため、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十五条の二の規定により、岡山県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第五条 基金は、国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に係る貸付金の貸付け並びに国民健康保険事業の運営の広域化に係る交付金の交付を行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部長寿社会課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 当分の間、岡山県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療に係る保険料率の増加の抑制に要する費用に充てるため、岡山県後期高齢者医療財政安定化基金の一部を処分し、同広域連合に対して交付することができることとする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正にかんがみ、後期高齢者医療制度における保険料率の増加を抑制するため、岡山県後期高齢者医療財政安定化基金を処分し、交付することができることとする等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

2 知事は、当分の間、広域連合が法第百四条第二項に規定する保険料率の増加の抑制に要する費用に充てるため、第六条の規定にかかわらず、基金の一部を処分し、広域連合に対して交付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正にかんがみ、後期高齢者医療制度における保険料率の増加を抑制するため、岡山県後期高齢者医療財政安定化基金を処分し、交付することができることとする等所要の改正を行う必要がある。

岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例新旧対照表

新	旧
<p>附則 (施行期日) 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。 (処分の特例) 2 知事は、当分の間、広域連合が法第一百四条第二項に規定する保険料率の増加の抑制に要する費用に充てるため、第六条の規定にかかわらず、基金の一部を処分し、広域連合に対して交付することができる。</p>	<p>附則 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。</p>

平成21年度繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国庫支出金	県債	
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設等耐震化等整備事業	306,338	306,338	206,484	30,507	69,100	247
		老人福祉施設整備事業	452,070	452,070	39,570		412,500	
		介護職員処遇改善・介護基盤整備事業	791,847	791,847	779,247	12,600		
		地域活性化・経済危機対策事業	320,286	320,286		259,407		60,879
	2 児童福祉費	特別保育事業	133,335	133,335	133,335			
合 計			2,003,876	2,003,876	1,158,636	302,514	481,600	61,126

平成21年度財団法人岡山県福祉事業団事業実績書

(単位：円)

事業名	事業の概要	事業費
1 管 理 会 計	財団法人岡山県福祉事業団が所管する各事業会計を統括調整した。 岡山県ゴルフ連盟からの寄附金（ゴルフ基金）、「山陽新聞ふれあい基金」の果実及び民間からの寄附金を社会福祉事業、社会福祉活動を実施している団体に助成配分した。 助成配分団体 51団体	16,372,304
2 会 館 会 計	岡山県総合福祉会館の管理運営を行っており、新たな入居団体を確保するとともに大ホール・会議室等の貸出しを行った。 利用件数 大ホール 127件 その他会議室 1,256件	56,221,128
3 貸 付 事 業 部 会 計	岡山県福祉基金（桃太郎愛のともしび基金）から原資を借り入れ、金融機関の協調融資を得て民間社会福祉施設に対し、施設の新築、整備等に必要資金を適正に融資した。 融資件数 2件	29,829,676
4 給 食 事 業 部 会 計	ひらた旭川荘及び岡山県立岡山西養護学校の給食業務を行った。 提供延食数 239,400食	129,187,912
計		231,611,020

平成21年度財団法人岡山県福祉事業団貸借対照表及び正味財産増減計算書

1 貸借対照表

平成22年3月31日現在 (単位：円)

科 目	金 額		増 △ 減
	21 年 度	20 年 度	
資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現 金 預 金	726,548,567	819,714,289	△ 93,165,722
短 期 貸 付 金	2,000,000	2,000,000	0
未 収 金	12,233,588	12,271,994	△ 38,406
売 掛 金	36,660	63,945	△ 27,285
前 払 費 用	951,725	1,357,323	△ 405,598
商 品	71,194	120,703	△ 49,509
仮 払 消 費 税	86,822	145,315	△ 58,493
流 動 資 産 合 計	741,928,556	835,673,569	△ 93,745,013
2 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
預 金	8,000,000	8,000,000	0
基 本 財 産 合 計	8,000,000	8,000,000	0
(2) そ の 他 固 定 資 産			
建 物	346,342,000	346,342,000	0
付 属 設 備	163,758,289	163,758,289	0
車 両 運 搬 具	2,800,000	2,800,000	0
工 具 器 具 備 品	13,630,501	13,630,501	0
減 価 償 却 累 計 額	△ 20,680,545	△ 20,028,146	△ 652,399
固 定 資 産 圧 縮 損 累 計 額	△ 496,417,210	△ 496,417,210	0
電 話 加 入 権	98,231	98,231	0
長 期 貸 付 金	825,920,000	1,020,710,000	△ 194,790,000
有 価 証 券	250,700,000	250,700,000	0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	1,086,151,266	1,281,593,665	△ 195,442,399
固 定 資 産 合 計	1,094,151,266	1,289,593,665	△ 195,442,399
資 産 合 計	1,836,079,822	2,125,267,234	△ 289,187,412
負 債 の 部			
3 流 動 負 債			
短 期 借 入 金	2,000,000	2,000,000	0
未 払 金	3,552,405	4,001,993	△ 449,588
未 払 費 用	4,056,997	3,652,636	404,361
買 掛 金	6,052,548	5,518,156	534,392
預 り 金	991,821	1,118,809	△ 126,988
預 り 消 費 税	1,597,780	1,219,543	378,237
前 受 金	903,915	970,875	△ 66,960
仮 受 金	373,477	452,675	△ 79,198
貸 付 金 未 実 行 額	53,700,000	0	53,700,000
流 動 負 債 合 計	73,228,943	18,934,687	54,294,256
4 固 定 負 債			
長 期 借 入 金	1,551,920,000	1,879,470,000	△ 327,550,000
退 職 給 与 引 当 金	23,404,219	25,053,814	△ 1,649,595
配 分 引 当 金	37,353,806	44,530,106	△ 7,176,300
福 祉 基 金 引 当 金	67,609,995	75,972,816	△ 8,362,821
固 定 負 債 合 計	1,680,288,020	2,025,026,736	△ 344,738,716
負 債 合 計	1,753,516,963	2,043,961,423	△ 290,444,460
正 味 財 産 の 部			
5 指 定 正 味 財 産	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
6 一 般 正 味 財 産	79,562,859	78,305,811	1,257,048
(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)
正 味 財 産 合 計	82,562,859	81,305,811	1,257,048
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	1,836,079,822	2,125,267,234	△ 289,187,412

2 正味財産増減計算書

自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日 (単位：円)

科 目	金 額		増 △ 減
	21 年 度	20 年 度	
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
イ 基本財産運用益			
基本財産受取利息	28,000	14,741	13,259
ロ 事業収益			
飲食料	2,673,132	3,856,717	△ 1,183,585
使用料	20,473,047	19,837,600	635,447
給食売上金	16,090,951	15,853,146	237,805
商品売上金	1,185,690	1,342,398	△ 156,708
共益費	23,671,720	22,416,248	1,255,472
手数料	1,389,212	1,282,239	106,973
貸付金利息	24,119,659	30,124,245	△ 6,004,586
ハ 受取補助金等			
受託収益	111,247,777	111,547,347	△ 299,570
受取補助金	11,938,788	17,446,860	△ 5,508,072
ニ 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	0	100,000
ホ 雑収益			
受取利息	2,601,420	2,509,544	91,876
雑収益	159,956	754,554	△ 594,598
経常収益計	215,679,352	226,985,639	△ 11,306,287
(2) 経常費用			
イ 事業材料費			
飲食料	64,184,609	67,639,682	△ 3,455,073
商品仕入	1,057,704	1,201,720	△ 144,016
基本品	30,655,200	30,250,800	404,400
諸手当	17,840,027	17,892,853	△ 52,826
賃当金	27,655,275	25,756,667	1,898,608
退職金	2,780,271	0	2,780,271
法定福利費	8,857,275	8,468,799	388,476
厚生費	366,844	306,133	60,711
被服費	151,688	183,041	△ 31,353
中退金	824,160	792,000	32,160
営業消耗品	3,902,285	3,780,870	121,415
消耗備品	1,246,296	1,772,034	△ 525,738
貸借料	3,250,495	3,245,609	4,886
委託費	18,732,916	19,181,005	△ 448,089
洗濯費	1,049	3,496	△ 2,447
電力費	852,000	849,000	3,000
水道料	14,797,720	15,825,463	△ 1,027,743
燃料費	1,469,538	1,677,307	△ 207,769
修繕費	1,139,427	1,276,798	△ 137,371
自動車費	6,740,864	2,249,674	4,491,190
自動車備費	366,147	599,939	△ 233,792
環境整備	112,952	112,952	0
損害保険	316,915	397,735	△ 80,820
衛生費	343,933	371,846	△ 27,913
配分金	9,110,000	9,280,000	△ 170,000
借入金利息	7,394,718	8,666,305	△ 1,271,587
ロ 役員報酬	600,000	600,000	0
旅費	254,056	277,199	△ 23,143
通信用	851,306	843,048	8,258
事務用品	932,740	1,020,050	△ 87,310

科 目	金 額		増 △ 減
	21 年 度	20 年 度	
支 払 手 数 料	239,562	243,991	△ 4,429
会 議 費	100,500	102,600	△ 2,100
函 書 費	395,277	433,968	△ 38,691
負 担 金	26,600	26,100	500
交 際 費	20,000	66,900	△ 46,900
放 送 受 信 料	14,200	14,200	0
租 税 公 課	3,374,072	3,649,637	△ 275,565
雑 費	0	67,200	△ 67,200
減 価 却 費	652,399	824,189	△ 171,790
経 常 費 用 計	231,611,020	229,950,810	1,660,210
当 期 経 常 増 減 額	△ 15,931,668	△ 2,965,171	△ 12,966,497
2 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益			
イ 引 当 金 取 崩 額			
退 職 給 与 引 当 金 取 崩 額	2,780,271	0	2,780,271
貸 倒 引 当 金 取 崩 額	0	3,776,610	△ 3,776,610
配 分 引 当 金 取 崩 額	8,170,000	8,130,000	40,000
福 祉 基 金 引 当 金 取 崩 額	8,362,821	0	8,362,821
経 常 外 収 益 計	19,313,092	11,906,610	7,406,482
(2) 経 常 外 費 用			
イ 引 当 金 繰 入 額			
退 職 給 与 引 当 金 繰 入 額	1,130,676	1,553,602	△ 422,926
配 分 引 当 金 繰 入 額	993,700	348,579	645,121
固 定 資 産 圧 縮 損 繰 入 額	0	4,830,000	△ 4,830,000
福 祉 基 金 引 当 金 繰 入 額	0	2,203,391	△ 2,203,391
経 常 外 費 用 計	2,124,376	8,935,572	△ 6,811,196
当 期 経 常 外 増 減 額	17,188,716	2,971,038	14,217,678
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	1,257,048	5,867	1,251,181
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	78,305,811	78,299,944	5,867
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	79,562,859	78,305,811	1,257,048
指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	3,000,000	3,000,000	0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	3,000,000	3,000,000	0
正 味 財 産 期 末 残 高	82,562,859	81,305,811	1,257,048

平成22年度財団法人岡山県福祉事業団事業計画書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
1 管理会計	財団法人岡山県福祉事業団が所管する各事業会計を統括調整する。社会福祉事業に対する寄附金の受入れと「山陽新聞ふれあい基金」の運用益を収入する。 上記寄附金と運用益を社会福祉事業、社会福祉活動を実施している団体に適切に配分する。	13,781
2 会館会計	岡山県総合福祉会館を、福祉・教育・文化等幅広い観点から有効活用を図るとともに、大ホール・会議室の利用促進に努める。	54,154
3 貸付事業部会計	岡山県福祉基金（桃太郎愛のともしび基金）から原資を借り入れ、金融機関の協調融資を受け、これを貸付資金として民間社会福祉施設の施設整備等のため、低利で融資する。	29,893
4 給食事業部会計	ひらた旭川荘及び岡山県立岡山西支援学校の給食業務の運営に際し、常に食品衛生、防疫に細心の注意を払い、良質かつし好に合わせた食事の提供に努める。	125,242
計		223,070

平成22年度財団法人岡山県福祉事業団収支予算書

(単位：千円)

支出の部				収入の部			
科目	予算額			科目	予算額		
	22年度	21年度	増減		22年度	21年度	増減
事業活動支出	223,070	235,055	△ 11,985	事業活動収入	214,699	219,785	△ 5,086
事業費支出	216,022	227,658	△ 11,636	基本財産運用収入	20	28	△ 8
管理費支出	7,048	7,397	△ 349	事業収入	89,283	93,697	△ 4,414
投資活動支出	8,500	0	8,500	補助金等収入	122,727	123,188	△ 461
固定資産取得支出	8,500	0	8,500	寄付金収入	50	50	0
財務活動支出	796,160	850,250	△ 54,090	雑収入	2,619	2,822	△ 203
借入金返済支出	196,160	250,250	△ 54,090	財務活動収入	1,064,400	1,080,490	△ 16,090
貸付金支出	600,000	600,000	0	借入金収入	870,000	832,000	38,000
次期繰越収支差額	3,165,932	2,914,563	251,369	貸付金返済収入	194,400	248,490	△ 54,090
				前期繰越収支差額	2,914,563	2,699,593	214,970
合 計	4,193,662	3,999,868	193,794	合 計	4,193,662	3,999,868	193,794

経営状況等の概況（県外郭団体）

団体の基本情報（H22.4.1現在）					
名称	財団法人岡山県福祉事業団		事務所の所在地	岡山市北区石閃町2-1	
代表者	理事長 定金 聡		設立年月日	昭和37年5月14日	
基本財産	8,000千円	うち県出資金	3,000千円	県出資比率	37.5%
役員	12人	職員	27人	決算時期	3月
設立目的	県と一体となって、県民の福祉のために必要な事業を行うことを目的として設立された。				
主な事業	1 心身障害児（者）援護基金「ゴルフ基金」及び「山陽新聞ふれあい基金」の助成金配分 2 岡山県総合福祉会館の管理運営 3 岡山県福祉基金の管理、貸付 4 ひらた旭川荘及び岡山県立岡山西養護学校の給食業務受託				

経営実績と財産の状況（単位：千円）							
	H17	H18	H19	H20	H21	H22（予算）	
当期収入 A	400,092	384,206	346,887	513,146	521,869	1,279,099	
うち県支出金 B	73,310	41,708	27,905	27,112	21,319	21,203	
県支出金の割合（B/A）	18.3%	10.9%	8.0%	5.3%	4.1%	1.6%	
当期支出 C	469,828	456,266	460,723	683,691	669,859	1,027,730	
当期収支差額（A-C）	-69,736	-72,060	-113,836	-170,545	-147,990	251,369	
総資産 D	3,018,134	2,769,862	2,532,881	2,125,267	1,836,080		
主なものの	現金預金	1,219,061	1,115,682	1,001,590	827,714		734,549
	投資有価証券	274,695	250,695	246,700	250,700		250,700
総負債 E	2,938,806	2,689,907	2,451,581	2,043,961	1,753,517		
正味財産 F=D-E	79,328	79,955	81,300	81,306	82,563		
うち基本金 G	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000		
内部留保（F-G）	71,328	71,955	73,300	73,306	74,563		
経営実績と財産の状況についての評価	各種事務事業の委託等を受け、安定した経営が行われている。						

役員職員の状況							
		H17	H18	H19	H20	H21	H22
役員	総数	11	11	12	12	12	12
	常勤		1	1	1	1	1
		うち県派遣職員					
	非常勤		10	10	11	11	11
うち県職員		1	1	1	1	1	
職員	総数	38	28	28	27	27	27
	常勤		15	9	9	8	8
		うち県派遣職員					
	非常勤	23	19	19	19	19	20

岡山県からの支出の状況（単位：千円）						
	H17	H18	H19	H20	H21	H22（予算）
県支出金（再掲）	73,310	41,708	27,905	27,112	21,319	21,203
内訳	委託料	53,425	16,803	9,832	9,665	9,380
	補助金	19,885	24,905	18,073	17,447	11,939
	短期貸付金					
その他	長期貸付金（年度末残高）	1,179,700	1,099,700	1,012,700	852,700	721,700
	損失補償限度額	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
	損失補償契約に係る債務残高	1,518,570	1,398,440	1,268,460	1,028,770	832,220
	債務保証限度額					
	債務保証契約に係る債務残高					

平成21年度財団法人岡山県動物愛護財団事業実績書

(単位：円)

事業名	事業の概要	事業費
1 啓発事業	<p>1 講習会活動事業</p> <p>(1) 犬のしつけ方教室 正しい犬のしつけ方や日常管理の基礎的な知識を習得してもらい、飼い主のモラルの向上を図った。</p> <p>(2) 犬の飼い方講習会 講習や実演等により、飼い主と飼い犬との良好な関係を保ち、地域の人達に親しまれる犬の育成を図り、動物愛護と適正な飼養の普及啓発を行った。</p> <p>2 動物愛護組織の育成 「ふれあい動物友の会」の会員募集と会報「しっぽ通信」の発行を行った。</p> <p>3 広報活動</p> <p>(1) ポスターの掲示 動物愛護精神の高揚を図るため、保健所・市町村・動物病院等にポスターの掲示を依頼し、普及啓発を行った。</p> <p>(2) 啓発資料の作成 リーフレット、テキストブック、子ども用啓発資材、啓発パネル等を作成し、犬のしつけ方教室、動物愛護週間行事など各種啓発事業に活用した。</p> <p>(3) ホームページの拡充 従来の内容を充実させ、各種イベントの案内、犬・ねこの譲渡や仲介に関する情報等を発信した。</p> <p>(4) 広報誌の発行 動物愛護や各種イベントに関する情報を掲載した「動物愛護センターだより」を発行した。</p> <p>4 動物愛護推進事業</p> <p>(1) 動物とのふれあい教室 動物愛護センターに来場する小学校児童・幼稚園児・保育園児・家族連れを対象に、また、幼稚園等に出向き、犬等とのふれあいを通じて動物愛護精神の普及を図った。</p> <p>(2) 犬・ねこの譲渡会 収容された犬・ねこにできる限り生存の機会を与えるため、事前に講習会を受講した希望者に譲渡した。</p> <p>(3) 動物愛護週間関連行事 動物愛護週間を中心に、動物愛護センター、岡山、赤磐、高梁、倉敷、津山、笠岡の各会場で、特色あるイベントを開催した。</p> <p>(4) 北広場（ドッグラン）の運営 犬を放して遊ばせるドッグランの利用促進に努めた。</p> <p>(5) 映画会等の開催 親子を対象とした動物に関する映画会や紙粘土による動物づくり体験教室を開催した。</p> <p>(6) 動物ふれあい活動 獣医師会と協働して、病院、障害者施設でアニマルセラピー活動を行った。</p> <p>(7) 里帰り交流会の開催 譲渡した犬と飼い主を対象に里帰り交流会を開催した。</p>	16,488,618
2 相談事業	<p>1 電話による「動物なんでも相談」を行った。</p> <p>2 犬・ねこの新しい飼い主探し情報バンク 犬・ねこの飼い主探しの希望情報の仲介を行い、個別に避妊・去勢手術を奨励し、動物愛護思想の普及啓発を行った。</p>	278,667
3 調査研究事業	<p>動物愛護や適正飼養にかかる調査研究のため、各種ビデオ・DVD及び図書の整備充実を図り、整備した資材については、ふれあい動物友の会会員に貸出しを行った。</p>	296,747
4 収益事業	<p>愛護館利用者を対象に動物用グッズの販売を行った。</p>	258,398
5 財団法人の管理運営	<p>財団の組織充実と体制整備のための事業並びに管理運営を行った。</p>	415,972
合	計	17,738,402

平成21年度岡山県動物愛護財団貸借対照表及び正味財産増減計算書

1 貸借対照表

平成22年3月31日現在 (単位：円)

資 産 の 部		負 債 及 び 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
1 流動資産		3 流動負債	
現金預金	2,498,835	未払金	527,081
未収金	212,280	流動負債合計	527,081
流動資産合計	2,711,115	負債合計	527,081
2 固定資産		正味財産の部	
(1) 基本財産		4 一般正味財産	105,599,513
投資有価証券	100,000,000	(うち基本財産への充当額)	100,000,000
基本財産合計	100,000,000	正味財産合計	105,599,513
(2) その他固定資産			
什器備品	3,385,479		
電話加入権	30,000		
その他固定資産合計	3,415,479		
固定資産合計	103,415,479		
合計	106,126,594	合計	106,126,594

2 正味財産増減計算書

自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日 (単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
一般正味財産増減の部		指定正味財産増減の部	
1 経常増減の部		指定正味財産期首残高	0
(1) 経常収益		指定正味財産期末残高	0
イ 基本財産運用益			
基本財産受取利息	400,000		
ロ 受取会費			
受取会費	966,000		
ハ 事業収益			
動物愛護事業収益	16,562,000		
商品売上金	177,645		
ニ 受取寄附金			
受取寄附金	26,000		
ホ 雑収益			
受取利息	3,048		
雑収益	385,823		
経常収益計	18,520,516		

科 目	金 額	科 目	金 額
(2) 経常費用			
イ 事業費			
給料手当	5,192,200		
賃 金	1,550,000		
福利厚生費	1,105,927		
旅費交通費	23,000		
賃借料	286,425		
保 険 料	40,440		
租 税 公 課	466,100		
印刷製本費	4,725,943		
通信運搬費	1,098,657		
消耗品費	2,704,582		
商品仕入費	129,156		
ロ 管理費			
消耗品費	215,969		
旅費交通費	1,000		
役 務 費	41,353		
消耗什器備品費	82,950		
租 税 公 課	45,000		
会 議 費	29,700		
経常費用計	17,738,402		
当期経常増減額	782,114		
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0		
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0		
当期経常外増減額	0		
当期一般正味財産増減額	782,114		
一般正味財産期首残高	104,817,399		
一般正味財産期末残高	105,599,513		
		正味財産期末残高	105,599,513

平成22年度財団法人岡山県動物愛護財団事業計画書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
1 啓発事業	1 講習会活動事業 (1) 犬のしつけ方教室を開催する。 (2) 犬・ねこの飼い方講習会を開催する。 2 動物愛護組織の育成 「ふれあい動物友の会」の会員募集を行う。 3 広報活動 (1) 犬・ねこの正しい飼養管理等の啓発資料を作成し、動物愛護の普及啓発を行う。 (2) ホームページを拡充し、各種イベントの案内・申込み、各種情報の提供を行う。 (3) 定期広報誌を発行する。 4 動物愛護推進事業 (1) 動物ふれあい教室を開催する。 (2) 犬・ねこの譲渡会を開催する。 (3) 動物愛護週間行事を開催する。 (4) ドッグランの利用を促進する。 (5) 親子を対象とした映画会、粘土工作教室等を開催する。 (6) 譲渡した犬と飼い主を対象とした里帰り交流会を開催する。	18,138
2 相談事業	1 「動物なんでも相談」事業を実施する。 2 犬・ねこの新しい飼い主捜しの仲介を行う。	445
3 調査研究事業	動物愛護や適正飼養にかかる調査研究のために、各種ビデオ・DVD及び図書等を計画的に整備充実するとともに、整備した資料については、ふれあい動物友の会会員に貸出しを行う。	392
4 収益事業	愛護館利用者を対象に動物用グッズの販売を行う。	339
5 財団法人の管理運営	財団の組織充実と体制整備のための事業及び管理運営を行う。	1,050
合 計		20,364

平成22年度財団法人岡山県動物愛護財団収支予算書

(単位：千円)

支出の部				収入の部			
科目	予算額			科目	予算額		
	22年度	21年度	増△減		22年度	21年度	増△減
事業活動支出	20,364	19,761	603	事業活動収入	18,280	18,460	△180
事業費支出	19,314	18,787	527	基本財産運用収入	400	400	0
管理費支出	1,050	974	76	会費収入	1,000	1,200	△200
予備費支出	100	100	0	受託事業収入	16,582	16,562	20
予備費支出	100	100	0	寄附金収入	90	90	0
次期繰越収支差額	0	0	0	雑収入	58	58	0
				収益事業収入	150	150	0
				前期繰越収支差額	2,184	1,401	783
合 計	20,464	19,861	603	合 計	20,464	19,861	603

経営状況等の概況（県外郭団体）

団体の基本情報 (H22.4.1現在)					
名称	財団法人岡山県動物愛護財団		事務所の所在地	岡山市北区御津伊田2750番地	
代表者	理事長 唐木 茂樹		設立年月日	平成8年5月30日	
基本財産	100,000千円	うち県出資金	55,000千円	県出資比率	55.0%
役員	7人	職員	4人	決算時期	3月
設立目的	動物を愛護する精神を広く社会に普及し、生命尊重の意識の高揚を図るとともに、動物の適正な飼育の指導を通じて動物による危害の発生を防止することにより、人と動物が共存できる豊かな地域社会づくりに寄与する。				
主な事業	1 動物の愛護に関する普及啓発事業 2 動物の適正な飼養に関する指導及び相談事業 3 動物の保護及び管理に関する必要な教育、調査及び研究事業 4 動物の愛護に係る業務の受託事業 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業				

経営実績と財産の状況 (単位:千円)							
	H17	H18	H19	H20	H21	H22(予算)	
当期収入 A	19,700	20,168	20,220	20,087	18,520	18,280	
うち県支出金 B	18,982	18,976	18,407	18,403	16,562	16,582	
県支出金の割合 (B/A)	96.4%	94.1%	91.0%	91.6%	89.4%	90.7%	
当期支出 C	19,838	20,103	19,842	20,043	17,738	20,464	
当期収支差額 (A-C)	-138	65	378	44	782	-2,184	
総資産 D	104,255	104,409	105,306	105,464	106,127		
主なもの	現金預金	101,039	101,036	101,579	101,627		2,499
	投資有価証券						100,000
総負債 E	141	127	645	646	527		
正味財産 F=D-E	104,114	104,282	104,661	104,818	105,600		
うち基本金 G	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000		
内部留保 (F-G)	4,114	4,282	4,661	4,818	5,600		
経営実績と財産の状況についての評価	収支がほぼ均衡しており、安定した経営が行われている。						

役員職員の状況								
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	
役員	総数	7	7	7	7	7	7	
	常勤							
		うち県派遣職員						
	非常勤		7	7	7	7	7	7
うち県職員		1	1	1	1	1	1	
職員	総数	4	4	4	4	4	4	
	常勤		4	4	4	4	3	4
		うち県派遣職員						
	非常勤					1		

岡山県からの支出の状況 (単位:千円)							
	H17	H18	H19	H20	H21	H22(予算)	
県支出金(再掲)	18,982	18,976	18,407	18,403	16,562	16,582	
内訳	委託料	18,982	18,976	18,407	18,403	16,562	16,582
	補助金						
	短期貸付金						
その他	長期貸付金(年度末残高)						
	損失補償限度額						
	損失補償契約に係る債務残高						
	債務保証限度額						
	債務保証契約に係る債務残高						

環境文化保健福祉委員会資料（Ⅰ）

○ 平成22年6月定例会主要事項について

- 1 物品の取得について P. 1
- 2 平成21年度繰越明許費繰越計算書について P. 2
- 3 地方自治法第221条第3項の法人の経営状況を説明する書類について
 - (1) 財団法人岡山県環境保全事業団 P. 3
 - (2) 財団法人岡山県郷土文化財団 P. 9
 - (3) 財団法人岡山県体育協会 P. 17

平成22年5月27日

環境文化部

物品の取得について

物品を次のとおり取得するものとする。

- 1 取得する物品 環境放射線等監視システム 1式
- 2 契約の相手方 岡山市北区磨屋町10番12号
富士通株式会社岡山支店
支店長 小 関 孝 明
- 3 取得予定価格 102,552,345円
- 4 契約締結の時期 平成22年度中
- 5 契約要領 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に準拠

(参 考)

議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋
(議会の議決を経なければならない財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を経なければならない財産の取得又は処分は、予定価格7千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

平成21年度繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	県債	
02 総務費	02 企画費	地域活性化・経済 危機対策事業	232,150	232,150		232,150		
	08 県民生活費	地域活性化・経済 危機対策事業	87,629	86,208		86,208		
	10 環境費	地球環境保全推進 事業	56,300	56,300	56,300			
合 計			376,079	374,658	56,300	318,358	0	0

平成21年度 財団法人岡山県環境保全事業団 事業実績書

(単位：円)

事業名	事業の概要	事業費
1. 環境保全サービス事業	環境意識の高揚を図り、快適な地域社会の実現に貢献することを目的とした事業を実施 ア. 環境学習センターの運営 イ. 環境学習の実施 ウ. エコツアーの開催 エ. 環境セミナーの開催 オ. 環境保全事業に対する支援 カ. 情報誌の発行 キ. 岡山県環境学習協働推進広場の事務局運営	68,515,653
2. 温暖化防止活動事業	岡山県地球温暖化防止活動推進センターとして、国、県からの委託事業の実施も含め、広く地球温暖化防止対策の普及啓発を図るとともに、岡山県地球温暖化防止活動推進員が取り組む地球温暖化防止活動の支援を実施 ア. 普及啓発（環境イベント、キャンペーンの実施） イ. 岡山県地球温暖化防止活動推進員の研修・支援 ウ. アースキーパーメンバーシップ制度の推進 エ. サマーチャレンジ事業の実施 オ. 京都議定書発効記念セミナーの開催 カ. 国や県からの事業委託（一村一品事業・太陽光発電導入補助金申請窓口業務）	54,082,348
3. 循環資源情報提供事業	岡山県循環資源総合情報支援センターとして、県からの委託事業の実施を含め、企業間における循環資源に関する情報を提供するとともに、廃棄物等の有効活用及び適正処分に資する情報を広く事業者及び県民に提供 ア. 企業間における循環資源に関する情報交換の促進 イ. 廃棄物等の発生抑制、循環資源の有効活用及び適正処分に資する情報の提供 ウ. 循環型社会形成に向けた意識向上のための情報の提供	10,443,362
4. 廃棄物処理処分事業	(1) 産業廃棄物埋立処分事業（175,450 t） (2) 産業廃棄物中間処理事業（64,660 t） (3) 係留施設の建設事業 (4) 廃棄物（循環資源）コンサルタント事業	3,286,263,142
5. 環境調査事業	(1) 環境計量証明事業 水質、土壌、底質、産業廃棄物、環境大気などの環境試料についての分析測定を実施 (2) 環境アセスメント事業 環境アセスメント事後調査である環境管理業務や生活環境、自然環境に関する各種調査を実施	392,602,820
6. 環境緑化事業	県内の公園・学校等公共施設を中心とした、樹木管理及び設計業務を受託し、環境緑化事業を実施	2,553,000
7. 公共施設等管理運営事業	(1) 建設残土処理事業（建設残土センター6か所、総搬入土量122,910 m ³ ） (2) 資源化物選別施設管理運営事業 (3) 自然保護センター管理運営事業	304,317,877
合	計	4,118,778,202

平成21年度 財団法人岡山県環境保全事業団 貸借対照表及び損益計算書

1. 貸借対照表

(平成22年3月31日)

(1) 総 合

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,156,033,479	流動負債	1,232,805,460
現金・預金	3,163,909,855	未払金	6,970,950
売掛金	540,877,593	未払費用	354,817,890
有価証券	300,000,000	預り金	42,050,320
貯蔵品	23,984,387	未払消費税等	102,395,300
前払費用	1,526,496	未払法人税等	171,000
未収入金	69,244,594	一年以内返済長期借入金	726,400,000
未収還付法人税	56,490,554		
固定資産	13,360,178,301		
有形固定資産	12,308,636,682	固定負債	7,036,145,276
コース勘定	343,640,000	長期借入金	6,547,200,000
建物	1,315,725,327	退職給与引当金	488,945,276
構築物	9,097,289,237		
機械装置	607,079,829	特定引当金	997,133,000
車両運搬具	1,446,956	災害防止準備金等	997,133,000
船舶	10,657,500		
工具器具備品	74,294,098	負債計	9,266,083,736
少額資産	1,178,576	正味財産	8,250,128,044
土地	354,571,005	基金	1,626,500,000
建設仮勘定	502,754,154	基本財産	500,000,000
		運用財産	1,126,500,000
無形固定資産	28,798,619	当期未処分剰余金	6,623,628,044
電話加入権	1,400,100	(内当期剰余金)	(△127,049,450)
ソフトウェア	27,398,519		
投資等	25,610,000	正味財産計	8,250,128,044
長期貸付金	20,000,000	合計	17,516,211,780
長期前払費用	2,700,000		
その他投資等	2,910,000		
特定預金	997,133,000		
災害防止引当特定預金	800,000,000		
維持管理積立預金	197,133,000		
合計	17,516,211,780		

注記;有形固定資産減価償却累計額

8,717,411,292

2. 損益計算書

自平成21年4月1日
至平成22年3月31日

(1) 総 合

(単位：円)

科 目	金 額
事業損益	
事業収入	61,646,946
公益事業	
廃棄物処理処分事業	3,138,791,142
環境調査事業	392,602,820
その他事業	306,870,877
計	3,899,911,785
事業費用	133,041,363
公益事業	
廃棄物処理処分事業	2,854,531,886
環境調査事業	379,496,642
その他事業	272,858,361
計	3,639,928,252
事業利益	△71,394,417
公益事業	
廃棄物処理処分事業	284,259,256
環境調査事業	13,106,178
その他事業	34,012,516
計	259,983,533
一般管理費	242,049,396
事業損益計	17,934,137
事業外損益	
事業外収益	5,552,175
受取利息等	
雑収入	26,832,977
計	32,385,152
事業外費用	156,412,100
支払利息	
固定資産廃棄損	3,846,324
雑損失	6,411,089
計	166,669,513
事業外損益計	△134,284,361
経常損益	△116,350,224
特別損益	
特別利益	88,126,809
特別損失	149,980,889
特別損益計	△61,854,080
税引前当期損益	△178,204,304
法人税・住民税及び事業税	5,335,700
還付法人税	56,490,554
税引後当期損益	△127,049,450
前期繰越剰余金	6,750,677,494
当期末処分剰余金	6,623,628,044

平成22年度 財団法人岡山県環境保全事業団 事業計画書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
1. 環境保全サービス事業	環境意識の高揚を図り、快適な地域社会の実現に貢献することを目的とした事業を行う。 ア. 環境学習センターの運営 イ. 環境学習の実施 ウ. エコツアーの開催 エ. 環境セミナーの開催 オ. 協働による環境学習推進事業 カ. 環境保全事業に対する支援 キ. 情報誌「環境」の発行	43,420
2. 地球温暖化防止活動事業	岡山県地球温暖化防止活動推進センターとして、国、県からの委託事業の実施も含め、広く地球温暖化防止対策の普及啓発を図るとともに、岡山県地球温暖化防止活動推進員が取り組む地球温暖化防止活動の支援を行う。 ア. 普及啓発（イベント、セミナー等） イ. 岡山県地球温暖化防止活動推進員を活用した家庭版 ESCO 診断等 ウ. アースキーパーメンバーシップ制度の推進	67,070
3. 循環資源情報提供事業	岡山県循環資源総合情報支援センターとして、県からの委託事業の実施を含め、企業間における循環資源に関する情報を提供するとともに、廃棄物等の有効利用及び適正な処分に資する情報を広く事業者及び県民に提供する。 ア. 循環資源情報提供システムの運営及び管理 イ. 循環資源マッチングシステムの運用 ウ. リサイクル情報システムの運用	11,640
4. 廃棄物処理処分事業	(1) 産業廃棄物埋立処分事業 (185,000 t) (2) 産業廃棄物中間処理事業 (68,000 t) (3) 廃棄物（循環資源）コンサルタント事業	3,311,540
5. 環境調査事業	(1) 環境計量証明事業 水質、土壌、底質、産業廃棄物、環境大気などの環境試料についての分析測定を実施する。 (2) 環境アセスメント事業 環境アセスメント事後調査である環境管理業務や生活環境、自然環境に関する各種調査業務等の拡大を図る。	395,790
6. 環境緑化事業	県内の公園・学校等公共施設を中心とした、樹木管理及び設計業務を受託し、環境緑化事業の推進を図る。	2,250
7. 公共施設等管理運営事業	(1) 建設残土処理事業（建設残土センター4か所、総搬入土量 49,800 m ³ ） (2) 資源化物選別施設管理運営事業 (3) 自然保護センター管理運営事業	213,650
	合 計	4,045,360

平成22年度 財団法人岡山県環境保全事業団 収支予算書

I 損 益 収 支 (総 合)					
(単位 : 千円)					
項 目		22年度	21年度	増△減	
事業 業 損 益	事業 収入	公益部門	34,780	43,020	△8,240
		収益部門	3,923,230	4,694,190	△770,960
		小 計	3,958,010	4,737,210	△779,200
	事業 費用	公益部門	122,130	143,570	△21,440
		収益部門	3,501,740	3,889,180	△387,440
		小 計	3,623,870	4,032,750	△408,880
	事業 利益	公益部門	△87,350	△100,550	13,200
		収益部門	421,490	805,010	△383,520
		小 計	334,140	704,460	△370,320
		一般管理費	212,120	253,610	△41,490
		計	122,020	450,850	△328,830
	事業 外 損 益	事業 外 収 入	受取利息等	5,250	8,910
収益部門より寄付金			19,000	27,000	△8,000
雑 収 入			15,390	24,630	△9,240
		小 計	39,640	60,540	△20,900
事業 外 費 用		支払利息等	141,850	188,810	△46,960
		公益部門へ寄付金	19,000	27,000	△8,000
		雑 損 失	0	2,380	△2,380
		小 計	160,850	218,190	△57,340
		計	△121,210	△157,650	36,440
経 常 損 益		810	293,200	△292,390	
特別 損 益	特 別 利 益	0	361,500	△361,500	
	特 別 損 失	0	492,500	△492,500	
	計	0	△131,000	131,000	
当 期 損 益		810	162,200	△161,390	

経営状況等の概況（県外郭団体）

団体の基本情報（H22.4.1現在）					
名称	財団法人岡山県環境保全事業団		事務所の所在地	岡山市南区内尾665番地の1	
代表者	理事長 関谷洋輔		設立年月日	昭和49年9月28日	
基本金	1,626,500千円	うち県出資金	100,000千円	県出資比率	6.1%
役員	28人	職員	106人	決算時期	3月
設立目的	岡山県の区域において、公害防止事業、環境緑化事業、その他生活環境の保全及び創造に関する事業を行うことにより、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。				
主な事業	1 廃棄物の処理処分事業 2 環境緑化事業 3 土地利用改善事業 4 環境保全コンサルタント事業 5 環境保全サービス事業 6 地球温暖化対策事業 7 循環型社会形成事業 8 公共施設等の管理運営事業 9 特定労働者派遣事業 10 その他事業団の目的を達成するために必要な事業				

経営実績と財産の状況（単位：千円）						
	H17	H18	H19	H20	H21	H22（予算）
当期収入 A	4,807,061	4,605,068	4,976,491	4,686,735	4,076,914	3,997,650
うち県支出金 B	1,248,040	1,288,070	1,352,448	1,372,964	949,195	894,510
県支出金の割合（B/A）	26.0%	28.0%	27.2%	29.3%	23.3%	22.4%
当期支出 C	3,793,499	3,647,248	3,784,731	4,014,071	4,203,963	3,996,840
当期収支差額（A-C）	1,013,562	957,820	1,191,760	672,664	-127,049	810
総資産 D	9,056,309	11,333,881	14,777,877	19,223,835	17,516,212	
主なもの	現金預金	3,438,418	2,299,908	3,476,471	3,301,362	3,163,910
	有価証券	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	建物	1,465,394	1,387,409	1,312,171	1,398,821	1,315,725
	売掛金	727,973	692,997	602,201	619,486	540,878
総負債 E	3,501,375	4,821,128	7,073,364	10,846,658	9,266,084	
正味財産 F=D-E	5,554,934	6,512,753	7,704,513	8,377,177	8,250,128	
うち基本金 G	1,626,500	1,626,500	1,626,500	1,626,500	1,626,500	
内部留保（F-G）	3,928,434	4,886,253	6,078,013	6,750,677	6,623,628	
経営実績と財産の状況についての評価	公益事業の積極的展開とともに、各事業を通じて一層の合理化・効率化を進めている。 預金や有価証券等の資産を相当に保有するほか、将来の事業に備え計画的な積立を行うなど、財務状況は健全であると評価できる。					

役員職員の状況							
		H17	H18	H19	H20	H21	H22
役員	総数	28	28	28	28	28	28
	常勤	1	1	2	2	2	2
	うち県派遣職員						
	非常勤	27	27	26	26	26	26
	うち県職員	1	1	1	1	1	1
職員	総数	113	116	121	118	116	106
	常勤	111	111	120	118	116	106
	うち県派遣職員	3	3	3	3	1	0
	非常勤	2	5	1	0	0	0

岡山県からの支出の状況（単位：千円）							
	H17	H18	H19	H20	H21	H22（予算）	
県支出金	1,248,040	1,288,070	1,352,448	1,372,964	949,195	894,510	
内訳	委託料	1,244,580	1,285,570	1,349,648	1,365,312	878,861	892,760
	補助金	3,460	2,500	2,800	7,652	70,334	1,750
	短期貸付金						
その他	長期貸付金（年度末残高）						
	損失補償限度額		11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	
	損失補償契約に係る債務残高		1,800,000	1,800,000	8,000,000	7,273,600	
	債務保証限度額						
債務保証契約に係る債務残高							

平成21年度 財団法人岡山県郷土文化財団 事業実績書

1 法人会計

(単位：円)

事業名	事業の概要	事業費
法人管理運営費	財団設立の目的に沿った事業を効率的かつ円滑に進めるために、事務局機能を高め、効率的な運営を図った。	30,221,330
合計		30,221,330

2 事業会計

(単位：円)

事業名	事業の概要	事業費
①普及啓発事業	自然や文化財の保護思想を普及するため、会報、財団ニュースの発行を行うとともに、県下各地での現地研修会や共催事業などを開催した。	8,487,488
②自然・文化財保護事業	自然保護と環境や景観の美化を図るため、桜の苗木を市町村などに配布するとともに、「備中漆」の復活や郷土出身偉人の顕彰に取り組んだ。	675,382
③地域文化振興事業	伝統に根ざした新たな地域文化の創造を図るため、郷土文化講座、展覧会、クラシックコンサートの開催をはじめ、「岡山の自然と文化 NO.29」の出版配布、古典芸能の普及、「郷原漆器」の復活指導などを行った。	6,885,722
④後樂園事業	観蓮節、名月鑑賞会等季節の催事の関連事業、古陶館等での抹茶サービス、案内等を行い、後樂園の魅力づくりを行った。	5,082,295
⑤受託事業	岡山県から受託した第十回岡山県「内田百閒文学賞」の募集等の業務を行った。	2,873,510
⑥受託事業（岡山後樂園）	岡山県から受託した岡山後樂園の管理を行った。	223,426,695
⑦受託事業（自然保護センター）	岡山県及び財団法人岡山県環境保全事業団から委託を受けて、自然保護センターのタンチョウの飼育などを行った。	62,441,008
⑧管理運営事業（犬養木堂記念館）	岡山県から指定管理者として指定を受けた犬養木堂記念館及び木堂生家の管理運営を行った。	29,559,570
⑨管理運営事業（岡崎嘉平太記念館）	岡山県から指定管理者として指定を受けた岡崎嘉平太記念館の管理運営を行った。	23,658,012
合計		363,089,682

平成21年度 財団法人岡山県郷土文化財団 貸借対照表及び正味財産増減計算書

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
	21 年 度	20 年 度	増 △ 減
資 産 の 部			
1 流動資産			
現金	3,153,225	2,597,625	555,600
預 金	192,905,196	190,270,022	2,635,174
振替貯金	634,042	5,080,886	△ 4,446,844
有価証券	234,056,028	234,208,488	△ 152,460
未収収益	1,569,000	1,569,000	
未収金	5,382,964	4,488,630	894,334
中退共	17,916,620	12,732,000	5,184,620
立替金	103,352	104,528	△ 1,176
流動資産合計	455,720,427	451,051,179	4,669,248
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	855,280,000	855,125,928	154,072
基本財産合計	855,280,000	855,125,928	154,072
(2) その他固定資産			
器具備品	130,690	188,086	△ 57,396
美術品(郷土画家秀作)	13,148,000	13,148,000	
文化財	48,953,150	48,953,150	
その他固定資産合計	62,231,840	62,289,236	△ 57,396
固定資産合計	917,511,840	917,415,164	96,676
資 産 合 計	1,373,232,267	1,368,466,343	4,765,924
負 債 の 部			
3 流動負債			
未払金	54,070,332	73,835,229	△ 19,764,897
預り金	284,179	417,780	△ 133,601
仮受金	210		210
流動負債合計	54,354,721	74,253,009	△ 19,898,288
4 固定負債			
退職給付引当金	84,845,111	67,659,452	17,185,659
固定負債合計	84,845,111	67,659,452	17,185,659
負 債 合 計	139,199,832	141,912,461	△ 2,712,629
正味財産の部			
5 一般正味財産	1,234,032,435	1,226,553,882	7,478,553
(うち基本財産への充当額)	(855,280,000)	(855,125,928)	(154,072)
正味財産合計	1,234,032,435	1,226,553,882	7,478,553
負債及び正味財産合計	1,373,232,267	1,368,466,343	4,765,924

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
	21 年 度	20 年 度	増 △ 減
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
イ 受取会費	4,540,000	3,994,000	546,000
受取会費	4,540,000	3,994,000	546,000
ロ 基本財産運用益	22,147,791	22,147,791	
基本財産運用益	22,147,791	22,147,791	
ハ 受取寄附金	154,072	369,997	△ 215,925
受取基本財産寄附金	154,072	229,997	△ 75,925
受取運用財産寄附金		140,000	△ 140,000
ニ 受取交付金等	9,732,462	11,464,331	△ 1,731,869
受取岡山県交付金	9,732,462	11,264,331	△ 1,531,869
受取助成金		200,000	△ 200,000
ホ 事業収益	350,927,181	382,145,890	△ 31,218,709
内田百閒文学賞受託収益	2,873,510	1,290,875	1,582,635
印刷物等頒布収益	715,576	937,157	△ 221,581
催事収益	2,596,915	3,104,790	△ 507,875
後楽園受託収益	223,426,695	244,290,000	△ 20,863,305
後楽園催事収益	3,798,915	4,907,980	△ 1,109,065
お庭育ち運営収益	64,900	71,050	△ 6,150
古陶館運営収益	1,792,080	1,819,830	△ 27,750
自然保護センター受託収益	28,683,000	31,670,100	△ 2,987,100
クワック野外行動調査事業収益	1,519,000	2,902,000	△ 1,383,000
冬季クワック野外行動調査事業収益	1,099,865		1,099,865
クワック韓国現地指導収益	119,322	261,612	△ 142,290
出向職員人件費収益	31,019,821	31,758,997	△ 739,176
犬養木堂記念館管理運営収益	29,559,570	32,844,405	△ 3,284,835
岡崎嘉平太記念館管理運営収益	23,658,012	26,287,094	△ 2,629,082
ヘ 雑収益	13,345,455	13,867,060	△ 521,605
受取利息	12,554,212	12,557,387	△ 3,175
公租公課還付金	745,253	1,239,586	△ 494,333
雑収益	45,990	70,087	△ 24,097
経常収益計	400,846,961	433,989,069	△ 33,142,108
(2) 経常費用			
イ 事業費	363,147,078	395,688,506	△ 32,541,428
給料手当	100,894,952		
臨時雇賃金	13,698,078		
退職給付費用	14,345,766		
福利厚生費	14,940,276		
旅費交通費	2,739,078		
通信運搬費	4,818,067		
減価償却費	45,314		
消耗什器備品費	4,720,007		
消耗品費	21,284,684		
修繕費	21,713,488		
印刷製本費	14,189,094		
燃料費	305,612		
光熱水料費	10,142,947		
賃借料	7,095,250		
保険料	689,336		

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
	21 年 度	20 年 度	増 △ 減
諸謝金	5,516,976		
租税公課	5,913,553		
支払負担金	1,581,584		
委託費	116,920,204		
図書新聞費	699,146		
支払手数料	856,584		
固定資産除却損	12,082		
雑費	25,000		
□ 管理費	30,221,330	31,016,050	△ 794,720
給料手当	18,609,252		
臨時雇賃金	579,260		
退職給付費用	2,679,433		
福利厚生費	2,783,945		
会議費	195,435		
旅費交通費	110,960		
通信運搬費	410,200		
消耗品費	616,886		
修繕費	36,225		
印刷製本費	190		
燃料費	26,837		
賃借料	1,196,591		
保険料	67,080		
諸謝金	295,555		
租税公課	71,800		
支払負担金	2,044,480		
委託費	3,040		
図書新聞費	335,131		
支払手数料	139,030		
雑費	20,000		
経常費用計	393,368,408	426,704,556	△ 33,336,148
当期経常増減額	7,478,553	7,284,513	194,040
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
イ 文化財受入額		78,750	△ 78,750
経常外収益計		78,750	△ 78,750
当期経常外増減額		78,750	△ 78,750
当期一般正味財産増減額	7,478,553	7,363,263	115,290
一般正味財産期首残高	1,226,553,882	1,219,190,619	7,363,263
一般正味財産期末残高	1,234,032,435	1,226,553,882	7,478,553
正味財産期末残高	1,234,032,435	1,226,553,882	7,478,553

平成22年度 財団法人岡山県郷土文化財団 事業計画書

1 一般会計

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
①普及啓発事業	郷土の自然や文化財に対する県民の理解と認識を深めるとともに、保護思想の普及を図るため、次の事業を行う。 (1) 会報「きび野」の発行 (2) 財団ニュース「お知らせ」の発行 (3) 現地研修会の開催 (4) 県及び市町村等との共催により、各種文化事業を実施 (5) 自然・文化財に関する資料収集及び調査研究 (6) 「文化財団の歩み」の編纂	7,800
②自然・文化財保護事業	県、市町村、民間団体と連携して、次の事業を実施する。 (1) 自然景観の美化を図るため、梅、桜、桃等の苗木を配布 (2) 備中漆の復活 (3) 池田光政公「中原御涼所」跡の「甘棠碑」の保存整備 (4) 内田百閒資料の収集と整理保存 (5) 郷土出身偉人の顕彰 (6) 郷土資料の整理・保存 (7) 植物関係図書・文献の整理公開	3,900
③地域文化振興事業	伝統に根ざした新たな地域文化の創造を目指して、次の事業を実施する (1) 郷土の自然や文化に関する「郷土文化講座」の開催 (2) 展覧会の開催 (3) 郷土文化講座の講演集等の印刷配布 (4) 伝統芸能の普及振興 (5) 伝統的工芸品の復活生産指導と普及 (6) 内田百閒資料の展示	8,080
④その他の事業 (管理費を含む)	上記の他、本財団の組織充実と体制整備のための事業並びに管理運営を行う。	35,739
合 計		55,519

2 特別会計

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
①受託事業（岡山後樂園）	岡山県から委託を受けて、岡山後樂園の管理を行う。	227,450
②受託事業（自然保護センター）	岡山県及び(財)岡山県環境保全事業団から委託を受けて、自然保護センターのタンチョウの飼育などを行う。	60,223
③指定管理事業 (犬養木堂記念館)	岡山県と締結した協定書により、犬養木堂記念館及び木堂生家の管理運営を行う。	29,590
④指定管理事業 (岡崎嘉平太記念館)	岡山県と締結した協定書により、岡崎嘉平太記念館の管理運営を行う。	23,660
合 計		340,923

平成22年度 財団法人岡山県郷土文化財団 収支予算書

1 一般会計

(単位：千円)

支 出 の 部				収 入 の 部			
科 目	予 算 額			科 目	予 算 額		
	22年度	21年度	増△減		22年度	21年度	増△減
資本的支出	350	350		資本的収入	350	350	
基本財産繰出金支出	350	350		出 捐 金	100	100	
収益的支出	55,519	48,801	6,718	基本財産寄附金	250	250	
管理費	28,950	28,850	100	収益的収入	55,528	48,810	6,718
普及啓発事業費	7,800	9,330	△1,530	会 費 収 入	5,500	5,500	
自然・文化財保護事業費	3,900	3,150	750	基本財産運用収入	18,000	18,000	
地域文化振興事業費	8,080	7,400	680	運用財産寄附金	300	300	
受託事業費	6,718		6,718	交 付 金	9,500	9,500	
公租公課	71	71		受 託 収 入	6,718		6,718
次期繰越収支差額	316,002	307,251	8,751	預 金 利 息	11,000	11,000	
				印刷物頒布収入	1,500	1,500	
				催 事 収 入	3,000	3,000	
				雑 収 入	10	10	
				公租公課還付金			
				前期繰越収支差額	315,993	307,242	8,751
合 計	371,871	356,402	15,469	合 計	371,871	356,402	15,469

2 岡山後樂園特別会計

(単位：千円)

支 出 の 部				収 入 の 部			
科 目	予 算 額			科 目	予 算 額		
	22年度	21年度	増△減		22年度	21年度	増△減
収益的支出	227,450	228,548	△1,098	収益的収入	226,413	228,075	△1,662
管 理 費	222,250	223,348	△1,098	受 託 収 入	221,212	222,874	△1,662
管 理 費	222,250	223,348	△1,098	受 託 管 理 費	221,212	222,874	△1,662
催 事 費	3,500	3,500		預 金 利 息	1	1	
催 事 費	3,500	3,500		預 金 利 息	1	1	
お庭そだち運営費	200	200		催 事 収 入	3,500	3,500	
古陶館運営費	1,500	1,500		催 事 収 入	3,500	3,500	
次期繰越収支差額				古陶館運営収入	1,500	1,500	
				お庭そだち運営収入	200	200	
				前期繰越収支差額	1,037	473	564
合 計	227,450	228,548	△1,098	合 計	227,450	228,548	△1,098

3 自然保護センター特別会計

(単位：千円)

支 出 の 部				収 入 の 部			
科 目	予 算 額			科 目	予 算 額		
	22年度	21年度	増△減		22年度	21年度	増△減
収益的支出	60,223	64,008	△ 3,785	収益的収入	60,223	64,008	△ 3,785
管理費	31,240	30,203	1,037	受託収入	31,239	30,202	1,037
管理費	28,297	28,684	△ 387	受託管理費	28,296	28,683	△ 387
タンチョウ調査費	2,943	1,519	1,424	タンチョウ調査費	2,943	1,519	1,424
出向職員人件費	28,983	33,805	△ 4,822	預金利息	1	1	
次期繰越収支差額				預金利息	1	1	
				出向職員人件費	28,983	33,805	△ 4,822
				前期繰越収支差額			
合 計	60,223	64,008	△ 3,785	合 計	60,223	64,008	△ 3,785

4 犬養木堂記念館特別会計

(単位：千円)

支 出 の 部				収 入 の 部			
科 目	予 算 額			科 目	予 算 額		
	22年度	21年度	増△減		22年度	21年度	増△減
収益的支出	29,590	29,589	1	収益的収入	29,561	29,561	
管理運営費	29,590	29,589	1	管理運営費収入	29,560	29,560	
管理運営費	29,590	29,589	1	管理運営費	29,560	29,560	
次期繰越収支差額				預金利息	1	1	
				預金利息	1	1	
				前期繰越収支差額	29	28	1
合 計	29,590	29,589	1	合 計	29,590	29,589	1

5 岡崎嘉平太記念館特別会計

(単位：千円)

支 出 の 部				収 入 の 部			
科 目	予 算 額			科 目	予 算 額		
	22年度	21年度	増△減		22年度	21年度	増△減
収益的支出	23,660	23,660		収益的収入	23,659	23,659	
管理運営費	23,660	23,660		管理運営費収入	23,659	23,659	
管理運営費	23,660	23,660		管理運営費	23,659	23,659	
次期繰越収支差額				預金利息			
				預金利息			
				前期繰越収支差額	1	1	
合 計	23,660	23,660		合 計	23,660	23,660	

経営状況等の概況（県外郭団体）

団体の基本情報（H22.4.1現在）					
名称	財団法人岡山県郷土文化財団		事務所の所在地	岡山市北区石関町2-1	
代表者	理事長 石井正弘		設立年月日	昭和54年10月26日	
基本財産	855,280千円	うち県出資金	490,100千円	県出資比率	57.3%
役員	15人	職員	31人	決算時期	3月
設立目的	岡山県下に所在する優れた自然や文化的遺産の保護・保存及び管理とその利用の促進を図るとともに、伝統に根ざした地域文化の創造を行うことにより「うるおい」と「やすらぎ」のある郷土づくりに寄与することを目的とする。				
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発事業 ○自然・文化財保護事業 ○地域文化振興事業 ○受託事業 <ul style="list-style-type: none"> ・第十回 岡山県「内田百閒文学賞」の募集 ・岡山後楽園の管理 ・自然保護センターのタンチョウの飼育など ・犬養木堂記念館及び岡崎嘉平太記念館の管理運営 				

経営実績と財産の状況（単位：千円）							
	H17	H18	H19	H20	H21	H22（予算）	
当期収入 A	5,140,922	521,647	425,623	433,989	400,847	395,734	
うち県支出金 B	5,089,075	457,921	307,929	319,140	291,989	293,592	
県支出金の割合（B/A）	99.0%	87.8%	72.3%	73.5%	72.8%	74.2%	
当期支出 C	5,138,555	509,309	417,439	426,874	393,368	396,442	
当期収支差額（A-C）	2,367	12,338	8,184	7,115	7,479	△708	
総資産 D	1,527,863	1,351,662	1,337,743	1,368,466	1,373,233		
主なもの	現金預金	371,449	179,313	171,080	197,949		196,693
	投資有価証券	1,076,313	1,075,824	1,089,330	1,089,334		1,089,337
	備品	13,148	13,148	13,148	13,148		13,279
総負債 E	344,047	142,291	118,552	141,912	139,200		
正味財産 F=D-E	1,183,816	1,209,371	1,219,191	1,226,554	1,234,033		
うち基本金 G	840,109	853,786	854,896	855,126	855,280		
内部留保（F-G）	343,707	355,585	364,295	371,428	378,753		
経営実績と財産の状況についての評価	・毎年、県などから各種事業の委託を受け、安定した経営が行われている。 ・保有する資産も、現金預金1.9億円、国債等の有価証券が10.8億円（基本財産に8.5億円、その他2.3億円）あり、財務状況は健全であると考えられる。						

役員職員の状況								
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	
役員	総数	14	15	15	15	13	15	
	常勤		1	1	1	1		1
		うち県派遣職員						
	非常勤		13	14	14	14	13	14
		うち県職員	1	2	2	2	2	2
職員	総数	30	32	32	32	31	31	
	常勤		30	31	31	31	30	30
		うち県派遣職員						
	非常勤		1	1	1	1	1	

岡山県からの支出の状況（単位：千円）							
	H17	H18	H19	H20	H21	H22（予算）	
県支出金	5,089,075	457,921	307,929	319,140	291,989	293,592	
内訳	委託料	460,140	447,787	296,727	307,876	282,256	284,092
	補助金・交付金	9,565	10,134	11,202	11,264	9,733	9,500
	貸付金						
	出捐金						
	美術品取得	4,619,370					
その他	長期貸付金（年度末残高）						
	損失補償限度額						
	損失補償契約に係る債務残高						
	債務保証限度額						
債務保証契約に係る債務残高							

平成21年度 財団法人岡山県体育協会 事業実績書

(単位：円)

事業名	事業の概要	事業費
1 晴れの国トップアスリート派遣事業	県内のトップアスリート等を市町村や地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校等に派遣した。	17,370,000
2 総合型地域スポーツクラブ設立・育成支援事業	市町村体育協会や各種スポーツ団体に普及啓発を図り、総合型地域スポーツクラブの設立・育成を図った。	3,528,089
3 スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団の指導者・リーダーの養成のため、各種の講習会・研修会等を開催した。	7,105,618
4 競技力向上事業	国体正式40競技の競技団体と連携し次の事業を行った。 ・優秀選手の育成・強化 ・指導体制の確立	98,648,737
5 国民体育大会選手派遣事業	国民体育大会岡山県予選会において県代表選手を選考するとともに、本大会に出場する県選手団に対し、ユニフォーム購入費の補助を行い、服装を統一し、士気の高揚を図った。	2,148,575
6 玉野スポーツセンター運営事業	(財)岡山県体育協会が所有する玉野スポーツセンターの管理運営を行った。	51,590,343
7 その他	生涯スポーツ、競技スポーツの普及振興事業を行った。	15,725,076
合	計	196,116,438

平成21年度 財団法人岡山県体育協会 貸借対照表及び正味財産増減計算書

1 貸借対照表

平成22年3月31日現在 (単位：円)

資 産 の 部		負 債 及 び 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
1 流 動 資 産		3 流 動 負 債	
現金預金	46,131,731	未払金	3,724,417
未収金	1,341,678	賞与引当金	2,021,878
流動資産合計	47,473,409	預り金	600,884
2 固 定 資 産		流動負債合計	6,347,179
(1) 基本財産		4 固 定 負 債	
定期預金	1,525,000	退職給付引当金	6,855,200
投資有価証券	999,535,000		
建物	123,883,144	固定負債合計	6,855,200
基本財産合計	1,124,943,144	負 債 合 計	13,202,379
(2) 特定資産		正 味 財 産 の 部	
退職給付引当資産	6,855,200	5 指 定 正 味 財 産	
運営資金準備積立資産	22,716,636	寄附金	1,525,000
スポ少50周年記念事業積立資産	1,000,000	岡山県から受贈	10,037,391
施設整備積立資産	14,000,000	岡山県競技力強化本部から受贈	11,864,811
特定資産合計	44,571,836	(財)日本体育協会から受贈	82,844,290
(3) その他固定資産		(財)日本自転車振興会補助金	14,489,866
什器備品	25,426,210	岡山県補助金	9,258,700
その他固定資産合計	25,426,210	投資有価証券	999,535,000
固定資産合計	1,194,941,190	指定正味財産合計	1,129,555,058
		(うち基本財産への充当額)	(1,107,652,856)
		(うち特定資産への充当額)	(0)
		6 一 般 正 味 財 産	99,657,162
		(うち基本財産への充当額)	(17,290,288)
		(うち特定資産への充当額)	(44,571,836)
		正味財産合計	1,229,212,220
合 計	1,242,414,599	合 計	1,242,414,599

2 正味財産増減計算書

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
一般正味財産増減の部		指定正味財産増減の部	
1 経常増減の部		一般正味財産への振替額	
(1) 経常収益		一般正味財産への振替額	▲ 17,327,535
基本財産運用益	15,619,573	当期指定正味財産増減額	▲ 17,327,535
受取会費	28,111,545	指定正味財産期首残高	1,146,882,593
事業収益	51,390,336	指定正味財産期末残高	1,129,555,058
受取助成金	6,751,442		
受取補助金	135,730,304		
受取寄附金	8,428,126		
雑収益	4,956,155		
指定正味財産からの振替額	17,327,535		
経常収益計	268,315,016		
(2) 経常費用			
イ 事業費			
体育振興事業費	124,417,168		
大会事業費	1,284,000		
体育奨励事業費	2,881,930		
広報事業費	1,672,777		
委員会活動費	1,113,139		
スポーツ少年団事業費	5,939,668		
国体岡山県予選会事業費	864,575		
ジュニア助成事業費	5,186,888		
玉野スポーツセンター運営事業費	51,590,343		
ロ 管理費			
給料手当	22,140,295		
福利厚生費	2,381,811		
会議費	467,221		
旅費交通費	962,507		
事務費	2,302,568		
賃借料	1,012,029		
租税公課	192,054		
負担金	11,240,400		
雑費	1,635,889		
市町村育成費	1,165,950		
当年度減価償却費	20,701,938		
経常費用計	259,153,150		
当期経常増減額	9,161,866		
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
指定正味財産からの振替額			
過年度減価償却費計上による振替額			
経常外収益計	0		
(2) 経常外費用			
過年度減価償却費			
固定資産除却損			
経常外費用計	0		
当期経常外増減額	0		
当期一般正味財産増減額	9,161,866		
一般正味財産期首残高	90,495,296		
一般正味財産期末残高	99,657,162		
		正味財産期末残高	1,229,212,220

平成22年度 財団法人岡山県体育協会 事業計画書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
1 晴れの国トップアスリート派遣事業	県内のトップアスリート等を市町村や地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校等に派遣する。	18,000
2 総合型地域スポーツクラブ設立・育成支援事業	市町村体育協会や各種スポーツ団体に普及啓発を図り、総合型地域スポーツクラブの設立・育成を図る。	3,349
3 スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団の指導者・リーダーの養成のため、各種の講習会・研修会等を開催する。	11,842
4 競技力向上事業	国体正式40競技の競技団体と連携し次の事業を行う。 ・優秀選手の育成・強化 ・指導体制の確立	104,664
5 国民体育大会選手派遣事業	国民体育大会岡山県予選会において県代表選手を選考するとともに、本大会に出場する県選手団に対し、ユニフォーム購入費の補助を行い、服装を統一し、士気の高揚を図る。	2,521
6 玉野スポーツセンター運営事業	(財)岡山県体育協会が所有する玉野スポーツセンターの管理運営を行う。	59,849
7 その他	生涯スポーツ、競技スポーツの普及振興事業を行う。	17,577
合	計	217,802

平成22年度 財団法人岡山県体育協会 収支予算書

(単位：千円)

支 出 の 部				収 入 の 部			
科 目	予 算 額			科 目	予 算 額		
	22年度	21年度	増 △減		22年度	21年度	増 △減
事業活動支出	262,620	243,600	19,020	事業活動収入	261,030	252,970	8,060
事業費	217,802	204,580	13,222	基本財産運用収入	15,288	15,599	△311
管理費	44,818	39,020	5,798	日体協受託収入	2,076	3,378	△1,302
投資活動支出	16,239	6,686	9,553	事業収入	45,195	50,377	△5,182
特定資産取得支出	16,239	6,686	9,553	広報事業収入	420	650	△230
予備費	300	412	△112	会費収入	21,271	28,183	△6,912
次期繰越収支差額	21,789	34,429	△12,640	補助金収入	148,138	137,188	10,950
				助成金収入	7,084	6,193	891
				寄付金収入	16,270	5,300	10,970
				受入負担金収入	2,670	0	2,670
				雑収入	2,618	6,102	△3,484
				投資活動収入	0	0	0
				特定預金取崩収入	0	0	0
				前期繰越収支差額	39,918	32,157	7,761
合 計	300,948	285,127	15,821		300,948	285,127	15,821

経営状況等の概況（県外郭団体）

団体の基本情報（H22.4.1現在）					
名称	財団法人岡山県体育協会		事務所の所在地	岡山市北区いずみ町2-1-3	
代表者	会長 石井正弘		設立年月日	大正15年9月21日	
基本財産	1,001,060千円	うち県出資金	885,515千円	県出資比率	88.5%
役員	36人	職員	14人	決算時期	3月
設立目的	岡山県下における体育・スポーツの普及振興につとめ、県民の体力の向上と、スポーツ精神の高揚を図る				
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○国民体育大会に参加する選手及び役員の選出 ○体育・スポーツに関する調査研究・啓発及び指導 ○体育大会、講習会等体育・スポーツに関する行事の実施、又は協力 ○スポーツ少年団の育成と指導 ○玉野スポーツセンターの運営管理 ○財団法人日本体育協会との連携並びに本会加盟団体の組織強化 ○県及び市町村の体育・スポーツに関する施策への協力 ○体育・スポーツの普及振興に功績のあった者に対する表彰 ○その他本会の目的達成に必要な事業 				

経営実績と財産の状況（単位：千円）							
	H17	H18	H19	H20	H21	H22（予算）	
当期収入 A	344,193	446,888	425,701	371,140	250,988	261,030	
うち県支出金 B	8,090	299,941	297,254	259,265	131,110	141,297	
県支出金の割合（B/A）	2.4%	67.1%	69.8%	69.9%	52.2%	54.1%	
当期支出 C	338,677	441,978	421,443	371,531	243,234	279,159	
当期収支差額（A-C）	5,516	4,910	4,258	-391	7,754	-18,129	
総資産 D	674,909	670,405	264,233	244,457	1,242,414	/	
主なもの	現金預金	18,418	26,997	39,273	34,417		47,474
	投資有価証券						999,535
	定期預金・積立金	66,860	31,658	30,328	40,646		46,097
	建物・備品	588,631	611,750	194,632	169,393		149,308
総負債 E	4,720	10,307	19,539	15,992	13,202		
正味財産 F=D-E	670,189	660,098	244,694	228,465	1,229,212		
うち基本金 G	1,060	1,060	1,060	1,060	1,001,060		
内部留保（F-G）	669,129	659,038	243,634	227,405	228,152		
経営実績と財産の状況についての評価	平成21年度決算では、当期収入に占める県支出金の割合が減少し県への依存から改善の傾向にある。また、（財）岡山県スポーツ振興財団との合併により正味財産も大きく増加しており、経営状況は問題ない。						

役員職員の状況								
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	
役員	総数	37	37	34	34	36	36	
	常勤							
		うち県派遣職員	-	-	-	-	-	-
	非常勤		37	37	34	34	36	36
うち県職員		5	5	5	5	5	5	
職員	総数	11	11	8	9	14	14	
	常勤		8	9	8	8	13	14
		うち県派遣職員	1	1	1	1	1	-
	非常勤		3	2		1	1	
うち県職員						-	-	

岡山県からの支出の状況（単位：千円）						
	H17	H18	H19	H20	H21	H22（予算）
県支出金	8,090	299,941	297,254	259,265	131,110	141,297
内訳	委託料					
	補助金	8,090	299,941	297,254	259,265	131,110
	短期貸付金					
その他	長期貸付金（年度末残高）					
	損失補償限度額					
	損失補償契約に係る債務残高					
	債務保証限度額					
債務保証契約に係る債務残高						